

Vol.14 NOV 2014

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare

一般社団法人

日本美容福祉学会誌

| 特集 |

第14回 学術集会

**ライフデザインと美容福祉**  
**～実践の場の創造～**



一般社団法人 日本美容福祉学会誌 Vol. 14 NOV 2014

特集「第14回学術集会」

# ライフデザインと美容福祉

～実践の場の創造～

○日 時 2014(平成26)年11月4日 13:00～16:00

○会 場 山野美容芸術短期大学



主催 一般社団法人・日本美容福祉学会  
後援 学校法人・山野学苑  
NPO 全国介護美容福祉協会

## 開会にあたって

山野 正義 一般社団法人・日本美容福祉学会理事長

本学会創設を呼びかけた学校法人山野学苑は、2014年に創立 80 周年を迎えました。これを機会に、創設者・山野愛子と治一の足跡を辿ってみたところ、今日本が直面しているさまざまな困難を打開していくためのヒントがあることに気がつきました。

山野愛子は、1923（大正 12）年 9 月の関東大震災で被災した人々を目にしたとき、それまで遊芸で身を立てようと思っていた考えがひどく頼りなく感じたのです。そしてもっと人々の生活の役に立つ仕事をしなければという漠然とした希望が、生涯かけて取り組んだ美容への端緒となりました。



山野愛子が、東京日本橋に山野美容講習所を創設した昭和 9 年当時の日本は満州事変の直後で、何となく戦争の気配が高まる時代でした。昭和 16 年の太平洋戦争勃発当時は、「パーマメントはやめませう」などの官製標語のもとで美容は弾圧されました。山野愛子はそうした「戦争の時代」にあっても、美容への夢を決してあきらめませんでした。戦後はいち早く美容講習所を再開して、多くの女性たちに美容の素晴らしさを与え続けました。

昨今の日本と世界の動向をみると、何となく戦争の気配が高まってきています。そんな時だからこそ、美容と福祉に携わる人々は、山野愛子・山野治一の美容に対する信念をもう一度想起する必要があると思うのです。

今学会研究発表で生山匡山野美容芸術短期大学名誉教授は、2014 年の 100 歳以上の人口は 58,820 人だが、2050 年には 697,000 人になると予測しています。長寿を寿ぐことは本来、人間社会にとって素晴らしいことです。ところが現在の日本では、高齢化、高齢社会は、マイナスイメージで語られる雰囲気があります。それで良いのでしょうか。

憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とうたっています。全国民の健康で文化的な最低限度の生活を確実に保障し、かつそれを増進していくことは国の責務なのです。

本学会が、高齢社会の福祉向上に貢献するために、美容福祉の研究・実践を提唱しているのは、その一翼を担っているのだと考えています。さらに私は、高齢化問題を学際的に研究するジェロントロジーの教育・研究を大学はじめ関連する企業等で積極的に推進することを呼びかけるとともに、今政府が提起している「地方創生」のためには、人々の日常正確に最も密着している美容師たちの力を活用すべきであると提起しています。

1999 年に設立し、15 年にわたって研究・実践を積み重ねてきた本学会が、輝かしい高齢社会実現のために、さらに挑戦を続けていきたいと考えています。

本学術集会の成功を心から期待しております。

# 目 次

開会あいさつ	山野 正義	一般社団法人・日本美容福祉学会理事長	3
司会者あいさつ	木村 康一	一般社団法人・日本美容福祉学会理事	6
基調講演	がん医療の場で求められるアピランスケア ～外見ケアと実践の場の創造～		7
	野澤 桂子 (のざわ・けいこ) 国立がん研究センター中央病院アピランス支援センター長		
<b>&lt;研究発表&gt;</b>	座長=安藤 理美		
①	ミズメザクラ精油の芳香好感度が身体機能および健康関連QOLに与える効果		14
	鈴木 忠慶 (すずき・ただよし) 山野医療専門学校 吉成 有紗 (よしなり・ありさ) 山野医療専門学校 五十嵐由樹 (いがらし・よしき) 山野医療専門学校 杉崎 哲朗 (すぎさき・てつろう) 山野医療専門学校 三谷 玲子 (みたに・れいこ) 山野美容芸術短期大学 吉田 真希 (よしだ・まき) 山野美容芸術短期大学 鈴木ひろ子 (すずき・ひろこ) 山野美容芸術短期大学		
②	視覚障害者の化粧支援プログラム「ブラインドメイク」の検証		16
	大石 華法 (おおいし・かほう) 日本福祉大学大学院社会福祉学部		
③	美容の役割とライフデザイン エンゼルメイクの調査		22
	文元麻理香 (ふみもと・まりか) 田嶋 順子 (たじま・じゅんこ) 富田 知子 (とみた・ともこ) 及川麻衣子 (おいかわ・まいこ) 大西 典子 (おおにし・のりこ) 山野美容芸術短期大学美容福祉ライフデザイン研究チーム		
④	健康の将来予測—ライフデザインの基礎資料		24
	生山 匡 (いくやま・ただし) 山野美容芸術短期大学名誉教授		
⑤	高齢者のQOL向上をめざす美容技術の提供～介護施設での洗髪の現状報告～		26
	富田 知子 (とみた・ともこ) 山野美容芸術短期大学 及川麻衣子 (おいかわ・まいこ) 山野美容芸術短期大学 田嶋 順子 (たじま・じゅんこ) 山野美容芸術短期大学 難波 礼治 (なんば・れいじ) 第一工業大学		
<b>&lt;特別研究発表&gt;</b>			
	美道と幸福——美容福祉の心髄		28
	中松 和己 (なかまつ・かずみ) 兵庫県立大学・環境人間学部・教授		

<実践報告> 座長＝大西 典子

- ① スキルを活かして活動の場を創出……………30  
山下師賀子（やました・しがこ） リヴァー美容室・NPO 登録美容師
- ② 視覚障害者支援ビューティセミナー 自立と社会参加に関わる美容……………32  
テミィー西村（てみいー・にしむら）  
八槇 達也（やまき・たつや）  
田嶋 順子（たじま・じゅんこ）  
山野美容芸術短期大学美容福祉ライフホーム
- ③ 特別養護老人ホームたまがわ プライベートサロン活動報告……………33  
池浦斗糸子（いけうら・としこ） 美容室レディ・NPO 登録美容師
- ④ 地域アクティビティ VOL.3 ～ユニバーサルファッション展……………35  
山下 玲子（やました・れいこ） 美容室エポック NPO 登録美容師  
西尾 栄次（にしお・えいじ） 美容室ヘアーレスト  
NPO 全国介護美容福祉協会理事  
神崎 充代（かんだき・みつよ） 美容室ヘアーレスト NPO 登録美容師  
早川 武（はやかわ・たけし） ヘアーウップス NPO 登録美容師  
早川 由美（はやかわ・ゆみ） ヘアーウップス NPO 登録美容師
- ⑤ 愛知県の施設における美容福祉活動……………39  
夏目 久枝（なつめ・ひさえ） 美容室トゥルベール・NPO 登録美容師
- ⑥ 認知症予防分野の場の創造……………41  
杉本 剛英（すぎもと・たけひで） NPO 全国介護美容福祉協会理事  
佐野美恵子（さの・みえこ） NPO 全国介護美容福祉協会理事  
田嶋 順子（たじま・じゅんこ） 山野美容芸術短期大学  
大西 典子（おおにし・のりこ） 山野美容芸術短期大学
- ⑦ 医療用帽子・簡単着脱式髪付き帽子「ウィッシングキャップ」……………43  
伊佐 美佐（いさ・みさ）（有）ISAMISA デザインスタジオ代表
- ⑧ 外見ケアにおけるウィッグの製作法……………47  
下家由起子（しもいえ・ゆきこ） 山野美容芸術短期大学

<資料>

- ① 一般社団法人・日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績……………49
- ② 一般社団法人・日本美容福祉学会定款……………56
- ③ NPO 全国介護美容福祉協会定款……………61

## 第14回学術集会のテーマについて——司会者開会あいさつ

木村 康一 一般社団法人・日本美容福祉学会理事

只今より一般社団法人 日本美容福祉学会 第14回学術集会を開会いたします。

本日は、北は北海道、西は大阪や兵庫から、たくさんの方々の参加者を得まして開会できますこと、うれしく存じます。私は、日本美容福祉学会理事で、山野美容芸術短期大学副学長をしております木村康一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回のテーマは「ライフデザインと美容福祉—実践の場の創造—」であります。

私たちが共通して確信していることの一つに「美容はすべての人の、そしてあらゆる状況においても、その方の『生きる』に貢献できる力をもっている」という概念があります。これはもはや社会の中でも広く認められる概念でもあると思います。そして今日ここにお集まりの皆さんは、この概念のもと、「自分の関わった方の幸せが自分の幸せ」と考えられて、日々活動されているのだと思います。

その一方で、美容福祉の実践の場をどのように広げていくのかについても悩まれておられる方が少なくないのではないのでしょうか。今回のテーマにある「ライフデザイン」の言葉には、いかなる年齢の方、また療養中の方や障害を持たれた方など様々な人生の局面で、どのように生きていこうとするのかという意味が込められています。それぞれの人生の局面で、美容を通じたサポートを探求していきましょうというテーマこそが今回の学術集会の開催意義です。

そこで本日は、国立がん研究センター中央病院に開設されましたアピアランス支援センター長を務めておられ、まさに美容福祉の実践の場を創造されてこられました野澤桂子先生に、基調講演「がん医療の場で求められるアピアランスケア～外見ケアと実践の場の創造～」をお願いしております。先生にはその開設までの経緯や実践のご経験をご紹介いただきます。国立の機関においてこうした取り組みが始まっていることは私たちにとりまして大きな励みになると思います。

後半は、5本の研究発表及び8本の実践報告がございます。それぞれの先生方がさまざまな場で実践されてこられた研究や実践の例です。それぞれの発表や報告が、皆さまにとりまして新しいネットワークづくりのきっかけとなり、そして新しい実践の場の創造へとつながっていくことを願ってやみません。参加されたすべての皆さんにとりまして、有意義な一日となりますよう、お祈り申し上げてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

# がん医療の場で求められるアピアランスケア

## ～外見ケアと実践の場の創造～

野澤 桂子 (のざわ・けいこ)

国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センター長

### はじめに

2014年の国立がん研究センターがん対策情報センターの発表によれば、がんによる死亡者数と罹患者数は、人口の高齢化を主な要因として、ともに増加し続けています。しかし、人口の高齢化の影響を除いた年齢調整率で見ると、罹患者自体は1980年代以降増加している一方で、がんによる死亡は、1990年代半ばをピークに減少しているのです。がんの生存率は多くの疾患部位で上昇傾向にあり、医学の進歩とともに、がん患者が長生きする時代になってきたといえます。

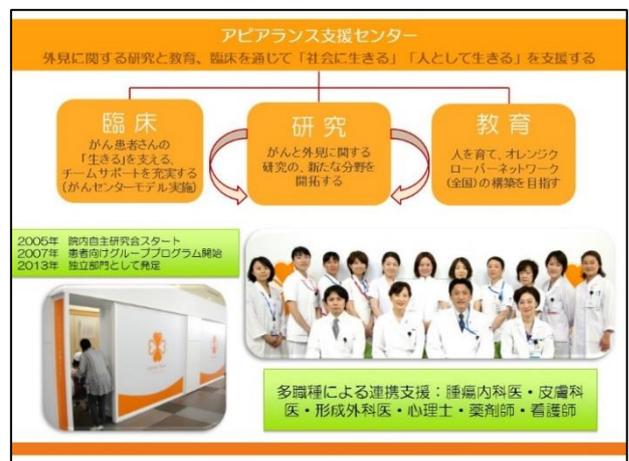
しかし、その代償ともいえる手術、抗がん剤、放射線などの集学的で積極的ながん治療は、がん患者の延命に大きく貢献する半面、患者の身体への侵襲性も大きく、脱毛や瘢痕などさまざまな外見の変化をもたらします。

### 「アピアランス支援センター」紹介

「アピアランスケア」とは、私の定義付けですが、がん患者さんに対する外見関連のケアです。スキルとしてのアピアランスサポートは、外見に関する諸問題に対する医学的・技術的・心理社会的支援です。シンボルマークは「オレンジクローバー」。沢山のハートが集まって、患者さんが輝くことを支えています。

臨床だけをやっているのではなくて、国立がん研究センターの性質上、現場でやっているだけではだめで、さまざまな研究と教育もしなければなりません。そのために外見に関する研究をベースに教育の臨床も行っています。

がん研究と治療では、新しい問題、新しい治療が出れば、新しい副作用が出てきます。外見の変化に対する患者の苦痛の強さや情報やケアの提供ニーズの高さに応えるため、2013年、東京都中央区築地にある国立がん研究センター中央病院にアピアランス支援センターが開設されました。アピアランス支援センターの目的は、外見の問題に関する研究と臨床、教育活動を通して、患者が「社会に生きる」・「人として生きる」ことを支援するものです。そのため、患者の外見に関する相談を受けたり美容ケアをするだけでなく、新しい課題にも対応できるため、皮膚科医・形成外科医・腫瘍内科医が併任となり、心理士・薬剤師・看護師も含めたチームを形成し、連携しています=右図。



臨床活動のブースは中央病院の一階にあり、外見に関する義足やウィッグなどあらゆるものを用意しています。臨床では患者さんの悩み事を聞きますので、「ウィッグなぼうし」と名付けたユニークな製品開発も行っています。

教育活動としては、全国がん診療連携拠点病院の医療者を対象にした外見を考えることが大切であること

を理解してもらうセミナーを開催しています。この研修を受けて「オレンジクローバーバッジ」を付けた看護師や医師が全国で 100 人になっています。これからも増えていきます。このように外見を考えることの必要性の理解者が病院内に増えています。

## がん治療における外見問題の現状——患者さんの苦痛とニーズ

がんの治療は「手術」「抗がん剤治療」「放射線治療」の三つがありますが、それぞれスライドのような外見の変化が発生します。一般的に多い相談は「髪の毛が抜けた」です。さらに「手が茶色に変色」「抗がん剤治療で爪がカリフラワーようになってしまった」など、さまざまです=右図。

外見の変化の相談に加えて、患者さんのもっと大きな悩みは、それをどう伝えていくか、そのままどうやって社会と関わっていくかという相談が一番多いのが現実です。

新しい症状としては、髪が抜けるのではなく白くなる抗がん剤、髪が堅くなる抗がん剤、皮膚を移植したら黒く固くなってしまったなど様々です。つまり新しい治療法は新しい症状を発生させているのです。新しく認可される薬の 8 割は、髪は抜けないが皮膚や爪に大きな影響がでます。

外見の変化の実態と患者さんの意識について、700 人くらいの患者さんに対して、疾患ごとに、性別に「頭から足の先まで、どんな症状を体験したか、どれくらい苦痛でしたか」とアンケート調査をし、ランキング表を作ってみました。

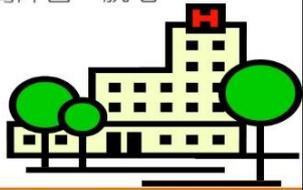
その結果、興味深いことが分かりました。乳がんの場合、脱毛と乳房切除が一番辛いのです。続く吐き気・嘔吐、手足のしびれ、全身の痛みなどは医学的に分かるのですが、次の 6 番目にまゆげの脱毛、7 番目にまつげの脱毛が出てきます。これは痛くもかゆくもありません。回答した 20 項目の内、12 項目が外からわかる症状なのです。つまり患者さんは外見の変化を苦痛に感じるということが分かったのです=右図。

外見を気にするという事は、私たちが生きている社会と関係します。例えば、外見のことを誰も気にしない社会でしたら、患者さんは外見の変化を苦痛に感じないでしょう。美容整形術がどれくらい行われているかというアメリカのデータによれば、1 年間に 1000 万件くらい行われていて、15 年前と比べて 5 倍、6 倍にもなっています。日本ではこのデータを集め始めたばかりですが、外科医で一番増えているのが形成外科医、美容形成です。おそらくアメリカと同じような状況になっていると想像できます。

### がん治療に伴う外見の変化

三大治療

- 手術 → 身体の一部の切除・瘢痕
- 抗がん剤治療 → 脱毛・皮膚障害・爪障害
- 放射線治療 → 皮膚障害・脱毛



### 治療に伴う身体症状の苦痛TOP20(疾患・男女別)

(乳がん・婦人科がんの患者さんは、12項目、60%が外からわかる身体症状でした；nozawa et al.2013)

順位	乳がん		婦人科がん		肺癌		胃癌		腸がん		婦人科がん		婦人科がん	
	女性(m=48)	女性(m=17)	女性(m=17)	女性(m=17)	女性(m=23)	女性(m=23)	女性(m=20)							
1	脱毛	脱毛	脱毛	足むくみ	下痢	吐き気・嘔吐	脱毛	全身の痛み	脱毛	全身の痛み	脱毛	麻痺	麻痺	麻痺
2	吐き気・嘔吐	指のしびれ	手麻痺による体の表面の傷	便秘	顔のむくみ	顔のしびれ	顔のむくみ							
3	下痢	発熱	吐き気・嘔吐	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のしびれ	顔のむくみ							
4	口内炎	下痢	顔のしびれ	皮膚のかゆみ	顔全体の発赤	発熱	顔の変化							
5	指のしびれ	吐き気・嘔吐	全身の痛み	吐き気・嘔吐	しみ・くま	だるさ	味覚の変化	顔のしびれ	吐き気・嘔吐	足むくみ	顔のしびれ	吐き気・嘔吐	足むくみ	顔のしびれ
6	便秘	顔全体の発赤	脱毛	体に管がついた	顔の注射のあと	顔のむくみ								
7	皮膚部分の痛み	足むくみ	脱毛	下痢	全身の痛み	顔のむくみ								
8	顔の変化	便秘	手麻痺による体の表面の傷	顔のしびれ	顔のむくみ									
9	味覚の変化	口内炎	顔のしびれ	顔のむくみ										
10	皮膚の発赤	脱毛	手の爪の二枚爪	便秘	皮膚の発赤									
11	顔のむくみ	便秘	便秘	皮膚の発赤										
12	発熱	顔のむくみ	足の爪のはがれ	だるさ	皮膚の発赤									
13	だるさ	睫毛	だるさ	皮膚部分の痛み	体重が増えた	顔のむくみ								
14	脱毛	しみ・くま	口内炎	便秘	吐き気・嘔吐	便秘								
15	足むくみ	だるさ	発熱	顔の注射のあと	便秘									
16	顔のむくみ	味覚の変化	足むくみ	顔の注射のあと	便秘									
17	皮膚のかゆみ	手の爪の割れ	手の爪のはがれ	味覚の変化	顔のむくみ									
18	手の皮むけ	息切れ	味覚の変化	しみ・くま	顔の注射のあと									
19	顔が出来やすい	手の爪の割れ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ	顔のむくみ
20	便秘	味覚の変化	しみ・くま	味覚の変化	発熱	味覚の変化								

### 乳がん女性 苦痛度TOP20

60%が外見症状

Rank	Symptom	Degree
1	髪の毛の脱毛	3.47
2	乳房切除	3.22
3	吐き気・嘔吐	3.14
4	手足のしびれ	2.84
5	全身の痛み	2.82
6	まゆげの脱毛	2.77
7	まつげの脱毛	2.76
8	体表の傷	2.76
9	手の爪割れ	2.75
10	手の二枚爪	2.75
11	便秘	2.75
12	足爪のはがれ	2.71
13	だるさ	2.71
14	口内炎	2.70
15	発熱	2.70
16	足のむくみ	2.64
17	手爪のはがれ	2.61
18	味覚の変化	2.61
19	顔のむくみ	2.58
20	しみ・くま	2.57

(Nozawa et al. 2013)

## <基調講演>

つまり、みんなが外見を非常に気にするということ、そしてアンチエイジングという言葉をよく聞くとお思います。「いつまでも若々しく、健康で、美しく」と望んでいます。そういう社会の中で、先述のような外見の変化が現れると患者さんは苦痛を感じるのです。

ところが日本では、高齢者や病気になると、「高齢だから」「病気だから」となって、80%の医療者も患者さんも「治療に専念する良い患者で」と答えます。これは保険制度にも表れていて、日本で「悪いところを取ったら、どんな形でも治った」とされます。ですから基本的には悪いところを取るまでです。ところがフランスでは、「出来る限り元に戻った時が治った」です。従って抗がん剤で脱毛した時もそれが戻るまで、鼻がなければ鼻を作るまで、保険適用がされます。考え方が違ってきます。患者さんのQOLを補償するということから考えると日本の現状はどうでしょうか。

がん治療において、外見の問題が注目されるようになった背景は、右図の通りです。

患者さんは、従来通りの仕事に、従来通りの姿を装うことは重要だと考えています。これは若い女性だったらそうかもしれないと思うかも知れませんが、がん患者 638 名（男性 4 割；平均年齢 60 歳）を対象にした調査では、性別や年齢に関係なく、「仕事に、従来通りの姿を装うことは重要である」と考え、病院での外見に関する情報やケアの提供についても、60%の患者が「自分が必要と思っていなくても医療に組み込んで自動的に提供して欲しい」、38%が「自分が必要だと思った時にアクセスできるようにして欲しい」と考えていました。「病院では、外見の情報やケアの提供は行わない」と答えたのは、わずか 2%に過ぎませんでした。

患者さんの身になってみると、特に仕事の場では、従来通りの姿を装うことは重要だという実感を持つことが多いだろうと思われます。

**がん治療において外見の問題が注目され始めた背景**

- ① 長期生存が可能になり、QOL概念が浸透  
(ex どれだけ生きるか → どのように生きるか)
- ② 入院日数の短縮化  
(ex 肺がん手術 1週間)
- ③ 外来治療のための環境整備  
(ex 静岡県がんセンター6割が通院による抗がん剤治療2007)
- ④ 治療技術・薬剤の顕著な進歩と副作用の重症化  
(ex 制吐剤の開発・進歩、皮膚障害)
- ⑤ 雇用問題への影響  
(ex 個人的問題 → 社会的問題へ)

  
orange cross

## 外見の悩みの特殊性

外見が変化するという事は、なぜ苦痛なのでしょう？ ある化粧品会社で「無人島に自分しかいなかったら化粧をするか」と聞いたら、90数%は「しない」、数%が「する」だったそうです。これは患者さんも同じです。外見の悩みは、これまで医療が注目していた頭痛とか腹痛のように、どこにいても、誰といても痛い悩みと違うのです。つまり外見の苦痛の多くは、社会が消えると消える痛みです。外見の悩みは社会との接点の問題なのだとこのことを理解して欲しいと思います。ですから、みなさんに相談に来られた方が、何かひっかかることがあったら、必ず後ろに理由があると考えてください。

外見症状による苦痛の特殊性は、「社会」を前提にしているということです。一般に、外見の変化による苦痛は、頭痛などと異なり、身体的な痛みだけでなく、「魅力的でなくなった、自分らしくなくなった」という他者からの評価低下の懸念が大きいのです。加えて、がんによる外見の変化は、病気や死の象徴として、常に患者に病気を意識させる他者と対等な関係でいられなくなるという恐れを生じさせるのです。

医療の場で外見をサポートするゴールは、人と「社会」をつなぐことです。悩みがそこにあるわけですから、単純に美しくすることではなくて、その人らしくいられることを実現してあげることです。

アピアランス支援センターの外見ケアは、BEAUTYではなく、SURVIVEするための方法です。患者さんが社会と生き生きとした関係ができていけば良いのです。

## エビデンスは？

この領域、エビデンスが少ないのです。アピアランス支援センターは研究が主目的ですが、エビデンスが足りないのが現状です。沢山の蓄積がある分野は、例えば外見の変化が患者さんの心のQOLに悪い影響を与えるという研究蓄積があります。特に最近、ロングサバイバー＝長生きした患者さん 20000 人の大規模な研究結果が出ました。その結果、長生きした人は、同じ環境に育った兄弟に比べて、継続的な脱毛を含めて外見の変化が大きい患者さんほどうつになる傾向が大きいのです。

外見ケアが患者さんに与える影響は、複数の介入研究で、右図のように、いくつかの結果が出てきています。美容ケア以外は少ないのですが、例えば、北里大学と一緒に行った研究では、入院中の患者さんで、コスメ施術者グループ 45 人と、何もしないグループ 45 人と比較すると、前者の方が、怒り・敵意・混乱の低下、活気の上昇が早かったという結果が出ています。

このように、患者さんの外見の変化に美容は良い効果が生まれることは分かります。では個別的に何をしたら良いかということについては、カオス状態です。ある程度はつきりしてきたと言えるのは、抗がん剤治療の際、頭を冷やしていると脱毛が少ないという例がいくつか出ています＝下左スライド。いろいろな情報があるので、ガイドラインを作成して行こうと考えています。

こうした研究の過程で興味深いことがありました。拠点病院の美容師と看護師に「外見の問題を聞かれたらどうしますか」とアンケートをとりました。看護師は「よく分からないので美容師に聞いてください」、美容師は「もしものことがあるといけないので先生に聞いてください」と答えました。つまり看護師も美容師もよく分からないのが現状です。そこで、さまざまな分野の方々を集めて、研究班を作っているところです。

医療者が患者さん向けに配っている冊子には、個々の事例は正しくても全部合わせると変だというケースがあります。例えば、直射日光を避けるためや日焼け止めや刺激を避けましょうと具体的な指摘をしています。しかしそうした指摘が患者さんの実生活に合っているのかについての予備的な研究も実施しています。

### 外見の変化及びケアに関するエビデンスの現状 1

**外見の変化が患者に与える影響**

- ✓ 患者の心理・QOL・ボディイメージに悪影響を及ぼすという研究が多い
- ✓ エビデンスレベルの高い数量研究が少ない
- ✓ 対象疾患が限定されている  
ex 乳がん・頭頸部がん中心

**外見のケアが患者に与える影響**

- ✓ 美容ケアについては、複数の介入研究で、おおよそ以下の結果が共通。  
(野澤ら2004; Quintard & Lakojia, 2008Beto)
- ・がんそのものに起因する心理的苦痛には直接の効果はない
- ・ネガティブ感情の回復を早めたり、ボディイメージや自尊感情、ソーシャルサポートに良い影響を与え、有効である。
- ✓ 他の外見のケアについて、エビデンスレベルの高い研究が少ない

**ロングサバイバーに与える影響**  
(Kinahane KE et al. 2012)

- ✓ 顔面・形態変化・脱毛に関する大規模研究  
対象者：小児がんサバイバー 14,358名  
兄弟 4,023名  
治療開始時：1970年1月～1986年12月
- ・サバイバーは兄弟に比べ3～4倍の外見変化・継続的脱毛を含めて顔面部に外見変化が多いほど、うつの可能性が高い



### がん患者に対するコスメプログラムの効果

(野澤ら, 2004)




入院中の乳がん・婦人科がん患者90名  
(コスメ群45名 vs 統制群45名)

### 外見の変化及びケアに関するエビデンスの現状 2

**予防方法・治療方法としての技術**

抗がん剤による外見変化に関する臨床試験

- ✓ ドセタキセル投与による爪障害・皮膚障害に対する“Frozen glove”の有用性を評価した臨床試験  
→ “Frozen glove”の装着で爪障害と皮膚障害の発現率を低下させた  
Scott F. et al. J Clin Oncol 2005;23(19):4424-9  
2011年11月29日 読了発表
- ✓ パニツムマブ投与による皮膚障害に対する予防療法の有用性を評価した臨床試験  
→ ステロイド軟膏、保湿剤、日焼け止めの予防使用とテトラサイクリン系抗生物質の予防内服により重篤な皮膚障害の発現率を低下させた  
Lacouture HE et al. J Clin Oncol 2010;28(9):1261-7
- ✓ カパシタピン投与による手足症候群に対する尿素・乳酸クリームでの予防塗布の有効性を評価した臨床試験  
→ 尿素・乳酸クリームでの手足症候群の予防効果は証明できなかった  
Wolff SL et al. J Clin Oncol 2016;28(25):5162-7

外見変化を予防するためのエビデンスは増えてきているがまだ十分とはいえない。美容ケアに関しては、危険な風説が多く、ネットによる玉石混交な情報が氾濫している → 情報の整理・検証 → ガイドライン作成の必要性

### 研究：誰に聞けばいい？何が正しい？

もしものことがあるといけないので、先生に確認してください！



がん診療連携拠点病院  
美容室13件回答

よくわからないので、美容師さんに聞いてください！



医療者向け調査 回答数  
・全拠点病院放射線治療科 176件  
・全拠点病院美容室 163件  
・全大大学院放射線科 49/68件

現状のエビデンスを前提とした指針を作ろう！  
医学・看護学・香粧品学・心理学など多分野の専門家がチームになり着手  
→ 26年度内完成を目指す（がん研究開発費）

<基調講演>

次に、がん発生の原因とそれを絶つ対策、どの薬が効果を発揮するかという研究は進んできましたが、その薬を使った結果または治療の結果、どうして副作用が出るのかについては、まだ誰も研究していません。副作用の対策を考えていくにあたっては、副作用の効果などをきちんとしていかなければならないと考えます。そこで今年から厚生労働省科研委託費で、大学病院や研究機関と共同して研究に着手しています。3年後には少しは分かるのではないかと思いますので、期待してください。

**患者向け指導冊子の記載例**

**☆直射日光を避ける**  
 \*皮膚症状を予防するために肌の露出はできるだけ避ける  
 \*SPF30以上でPA++以上の日焼け止めを塗る  
 \*帽子やサングラスを着用する

**☆肌への刺激を避ける**  
 \*低刺激の石鹸や、弱酸性～中性のボディシャンプー、ボディソープを泡立ててやさしく洗う  
 \*タオルで身体をこすらず、軽くたたくように乾かす

**☆定期的な保湿**  
 \*低刺激の保湿クリームを毎日塗る

根拠は？  
 定義は？

**患者の実生活にそぐわない例 → 予備的研究実施**

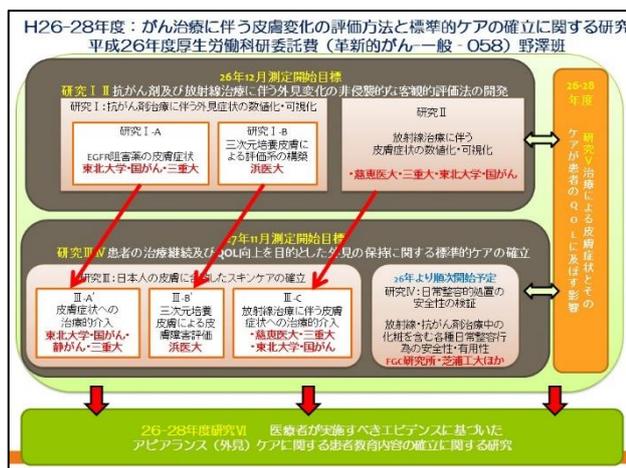
日焼けを避けるために、高SPF・高PAの日焼け止めを使用した

刺激をさけるために、マイルドな洗浄剤で肌を強くこすらないように洗った

**実験**  
 市販されている日焼け止めを腕に塗布し、一時間放置後、洗顔フォームとクレンジング剤を用いて洗浄した。使用した日焼け止めは、SPF50、PA+++以上を謳っており、また、専用クレンジングなしであったり、石鹸や洗顔料で落とせるタイプの製品である。

結果：洗浄後も肌に日焼け止めが残っていた  
 ↓  
 洗い残しは肌に悪影響を与えないのか？

(FCG Research Institute, Inc. & 野澤, 2014)



**Common Terminology Criteria for Adverse Events**  
 CTCAEによる有害事象のグレード

Grade 1 軽症： 症状がない、または軽度の症状；臨床所見または検査所見のみ；治療不要  
 Grade 2 中等症： 最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の身の回りの日常生活動作の制限  
 Grade 3 重症または医学的に重大であるが、ただちに生命を脅かすものではない；入院または入院期間の延長を要する；活動不能/動作不能；身の回りの日常生活動作の制限  
 Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する  
 Grade 5 AEによる死亡

がん医療の現場では、がんの解明や治療法が最優先課題であるため、副作用の解明や評価は、重視されなかった。

写真提供：東京慈恵医科大学 関根広先生

**医療の現場で外見を支援する原点に帰ろう！—美容にできること**

医療の場でお客さまに関わる時には、いくつかご注意をいただきたいことをご説明します。

第一は、安易に「世間の常識」を代表してはならないということです。つまり「きれいになってよかったね」も「外見は問題ではない」のどちらもダメです。なぜかと言うと、私の友人のことでありますが、アザを隠してもらおうとデパートに行って隠してもらい、店員も「きれいになったね」と言われました。本人も隠してもらおうと行ったのですからそれはそれで良いのですが、帰りに気持ちが落ち込んだというのです。なぜでしょうか。ずっとあるアザはその人の一部です。「隠れて良かったね」「きれいになって良かったね」と言うことは、その人にとっては、常に隠して生きて行くしかないですよと言われたことになるからです。褒めている方は、そんなつもりではなくても、場合によってはそうになってしまうからです。デリケートな問題を常に持っているということを頭に入れておいて欲しいと思います。逆に気になっている人に「外見は問題ではないです」というと、「私は相談にきています」ということになります。いずれにしても、フラットな立場に立つという事です。一番問題がない言い方は、「お気に召していただけましたか」という事だと思えます。その人が気に入ればいいのです。求められたことが提供できたかということです。

## <基調講演>

第二は、病気を持つお客さまの心は変化するという。病気の影響は大きいので、安易な慰めはしないことです。心が病気や障害を受容するにはプロセスがあるとされています。これはきれいなプロセスですが、人間の心はそうは簡単にはいきません。いろいろところでグルグルしますので、勝手な臆測で傷つけないことです。

第三は、思い込みで動かないということです。お客さまの「こだわり」にどこまで合わせられるかということは、結構難しいのです。「これがきれいだから」と言ってして上げてでも決して満足しません。美容師はきれいにしてあげるトレーニング徹底して行ないます。でもそれをお客さまに押し付けてはいけないということです。ですからアーティストとして活躍している方は、医療の場で外見に携わる仕事には向いていないと言えます。

第四は、親戚のおじさん、おばさん話はやめようということです。身近な事例として話しても、一見役に立つようですが、役に立たない例が多いようです。憐れみや同情も禁物です。では何をすべきかと言えば、技術と職業的配慮が重要です。具体的には、適切な場所・姿勢保持・体調と作業時間と、必要な情報と単純な興味・関心の区別です。プライバシー、他の患者さんの話はノーグッドです。良かれと思っても不必要なことです。今までと変わらない対応をすることです。そして病気の話がなくてもプロとして信頼されることです。

## 何のためにオシャレ？ なぜ外出？

簡単に言うと健康でいるために、非常に有益な手段だからです。心が健康な人ってどんな人でしょうか。患者さんたちがよくおっしゃるのは、前向きな人、明るい人と言います。確かにそうですが、いつも何があっても明るく前向きということは、メンタル的には病気です。だから健康な人は、それなりに落ち込むことができ、楽しいことも感じられる人、つまりプラスとマイナスを両方とも同時に持っている人です。だから障害が出たり、命に係わる病気になって落ち込んだら、ある意味で健康だと思ってくださいと患者さんには言っています。

ただし、ずーっと落ち込んでいると本当の病気になってしまうので、落ち込まないようにするにはどうしたら良いのでしょうか。特効薬はありません。仕事でも家事でも、出来る限り今まで通りにしてきたこと、今まで通りのことをやるしかありません。それが一番健康でいられることです。そのために外見の支援があるのです。ですから外に出られるための支援でなければなりません。

そして、良い自己イメージを持つことです。おしゃれも難しいことではなくて、眉毛とチークだけで良いのです。お坊さんを見てください。髪の毛がないことと健康とは関係ありません。良い自己イメージを持つことは、心身に良い影響を与えます。

がん患者は研究されていませんが、懸想などが脳波を活性化させたり、免疫機能に影響を与えたと言う研究もあります。

がんの場合、サイコオンコロジー研究では、前は



良い自己イメージは、心身に良い影響

がん患者は研究されていないが、化粧などが、脳波を活性化させたり、免疫機能に影響を与える可能性

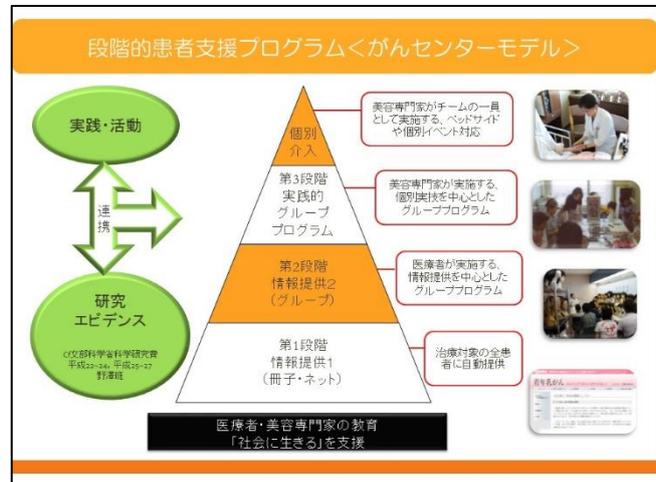
- 1994年 Kan & Kimura 太田母斑患者  
カバーメイク実施後、8/10名の感情状態の改善と唾液中のストレス指標(コルチゾール)の濃度低下と免疫指標(sIgA)の濃度増
- 2001年 宇野ら 入院中の高齢患者  
免疫学の立場から、脳血管疾患・心疾患・パーキンソン病などで長期入院をしている高齢患者に対して、月1回の専門家による化粧療法と毎日の化粧を組み合わせ実施、5ヶ月間の変化を測定  
→血中の免疫指標(インターフェロナーα産性おおよびナチュラルキラー活性)が有意に増加

## <基調講演>

ファイティングスピリットが、がんの生存率を上げるという研究があったのですが、それは現在は否定されています。がんに対する患者のポジティブな対処行動は延命率を上昇させないが、少なくともQOLを向上させる。一方、ネガティブな対処行動は、再発率・死亡率に関連する可能性があるという研究が少しずつ出てきています。だから必要以上にネガティブに考えるよりも、普通の生活が出来るような外見支援は非常に意味があると思っています。

医療の現場で外見を支援する原点に戻りますと、求められるのは、単純に「美しくなる」ことではありません。「社会に生きる、人として生きる」ことでできること。気軽にできて、QOLの高い治療生活を送れる支援です。ですから、美容師のみなさんは、信頼される美容の専門家になって欲しいし、私たちと一緒に連携して患者さんを支援して行きたいと思います。

最後に、限られた医療資源と環境の中で、必要な人に必要は支援をするためにどうしたら良いかです。そのために、右図のように、「段階的患者支援プログラム<がんセンターモデル>」を作成してきました。



アピランスの面から患者支援を行う部門の設立は、2005年に始まった院内自主チームの活動の結実でもあります。何より、2000年以降の、患者のQOLやがんと外見の問題に対する社会的な機運の高まりの象徴といえます。2014年度から新たに打ち出された「がん研究10か年戦略」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)においても、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」という領域が創られました。国の政策として、患者の充実した生活と療養生活の質の維持向上や、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が目指されるようになったのです。

今後、ますます、美容を通して生きる支援を行う、美容福祉の理念は重要なものとなるでしょう。

# ミズメザクラ精油の芳香好感度が身体機能および健康関連QOLに与える効果

鈴木 忠慶（すずき・ただよし）山野医療専門学校  
吉成 有紗（よしなり・ありさ）山野医療専門学校  
五十嵐由樹（いがらし・よしき）山野医療専門学校  
杉崎 哲朗（すぎさき・てつろう）山野医療専門学校  
三谷 玲子（みたに・れいこ）山野美容芸術短期大学  
吉田 真希（よしだ・まき）山野美容芸術短期大学  
鈴木ひろ子（すずき・ひろこ）山野美容芸術短期大学

## 背景：

通常精油の使用は利用者に好ましい芳香が選択されるが、芳香の好感度による効果についての研究は十分ではない。

そこでいわゆる湿布の芳香であるミズメザクラ精油<sup>1)2)</sup>を用いて、「精油の芳香に好感を持ってない」と回答した女子学生を対象に、精油の効果について縦断研究を行った。本研究が明らかとなれば、ミズメザクラ精油が柔道整復師の施術所において、汎用的に使用できる外用薬の代用として用いることができるばかりでなく、精油の特性として芳香好感度による効果への影響を見る上で意義がある。

## 目的：

ミズメザクラ精油の塗布による芳香好感度が、身体的・主観的效果へ及ぼす影響について明らかとする。

## 方法：

(1)対象者は女性 38 名、年齢 19.0±1.6 歳に、ミズメザクラ精油（米ぬかオイルにより 2%希釈）を週に 1 回以上、1 ヶ月以内に合計で 8 回以上の塗布を行った。

(2)精油の塗布部位には手技を加えず、塗布の範囲は肩甲挙筋部を 3 回軽擦した。①介入効果の比較については、精油塗布の前後で測定を行った。

②好感度調査については、後値測定の際「精油の芳香に好感を持ってない」と回答した対象者のみを抽出し前後比較を行った（図 1）。

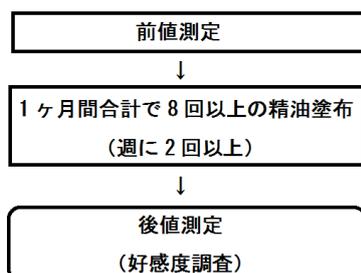


図 1: ミズメザクラ精油の介入方法

(3)測定項目は①身体機能として：頸部筋硬度（肩甲挙筋起始部；tone）、表面温度（肩甲挙筋起始部；℃）、立位体前屈（cm）を測定した。各項目の測定値はすべての項目において 2 度測定を行い、いずれも最大値を使用した。

②主観的效果には、気分尺度（POMS）<sup>3)</sup>、ピッツバーグ睡眠表（PSQI-J）、健康関連 QOL（SF-36）<sup>4)5)</sup>の質問紙を使用した。

(4)分析方法は、前後比較について対応のある t-検定（両側）を使用した。なお t-分布の正規性が認められない場合はノンパラメトリック法を用いた。いずれも統計パッケージソフト SPSS Statistics Version22 を用い、危険率 5%未満で有意差ありとした。

(5)また本研究は山野学苑 山野医療専門学校倫理審査委員会にて承認を得た。

## 結果：

(1)身体機能について対象者の平均値前後比較により右頸部筋硬度は 37.1±5.7tone から 35.0±4.3tone (P<0.05)、左頸部筋硬度も、35.5±4.3tone から 33.8±4.7tone (P<0.05) と、両頸部の筋硬度は減少した。表面温度及び立位体前屈には、変化がみられなかった（表 1）。

項目	前値	後値	p値
筋硬度(右,tone)	37.1± 5.7	35.0± 4.3	0.017*
筋硬度(左,tone)	35.5± 4.3	33.8± 4.7	0.033*
表面温度(右,℃)	33.6± 0.8	33.8± 0.8	ns
表面温度(左,℃)	33.8± 0.8	34.0± 0.7	ns
立位体前屈(cm)	8.9± 8.6	10.1± 9.4	ns

\*p<0.05 \*\*p<0.01 \*\*\*p<0.001

(2)主観的效果では、①気分尺度（POMS）において活力（V）が 46.1±8.4 点から 49.1±9.6 点 (P<0.05) へと上昇したが、総合評価及びその他の評価に有意差はみられなかった（表 2）。

<研究発表 ①>

表2:POMS 対象者平均値(n=38)

項目(数値)	前値	後値	p値
緊張-不安(T-A)	46.6 ± 9.4	46.5 ± 8.5	ns
抑うつ-落込み(D)	49.6 ± 9.2	49.6 ± 9.0	ns
怒り-敵意(A-H)	47.4 ± 9.1	48.6 ± 9.4	ns
活力(V)	46.1 ± 8.4	49.1 ± 9.6	0.041*
疲労(F)	50.5 ± 9.2	48.9 ± 9.1	ns
混乱(C)	52.7 ± 10.3	53.4 ± 9.3	ns
POMS(総合評価)	200.5 ± 41.4	197.9 ± 42.5	ns

\*p<0.05 \*\*p<0.01 \*\*\*p<0.001

②PSQI-J については、睡眠の質(c1)が 1.2±0.6 点から 1.0±0.6 点(P<0.01)、日中睡眠困難(c7)が 0.8±0.9 点から 0.4±0.6 点(P<0.05)に減少がみられた。PSQI-J は、総合点も 9.0±3.3 点から 6.3±2.4 点 (P<0.001) へと減少がみられた (表 3)。

表3:PSQI-J 睡眠表 対象者平均値(n=38)

項目(数値)	前値	後値	p値
睡眠の質(c1)	1.2 ± 0.6	1.0 ± 0.6	0.010**
入眠時間(c2)	1.7 ± 1.5	1.9 ± 1.6	ns
睡眠時間(c3)	2.4 ± 0.8	2.2 ± 0.8	ns
睡眠効率(c4)	0.1 ± 0.3	0.1 ± 0.3	ns
睡眠困難(c5)	0.4 ± 0.6	0.4 ± 0.5	ns
眼刺の使用(c6)	0.0 ± 0.0	0.1 ± 0.2	ns
日中睡眠困難(c7)	0.8 ± 0.9	0.4 ± 0.6	0.014*
PSQI-J(総合点)	9.0 ± 3.3	6.3 ± 2.4	0.001***

\*p<0.05 \*\*p<0.01 \*\*\*p<0.001

③健康関連 QOL (SF-36) については、身体機能(PF)は 93.4±8.1 点から 95.9±6.0 点(P<0.05)、全体的健康感(GH)も 69.2±13.1 点から 73.7±15.7 点(P<0.05)に上昇した。しかし、心の健康(MH)については 72.2±15.4 点から 49.4±8.7 点(P<0.001)へ減少した (表 4)。

表4:SF-36 対象者平均値(n=38)

項目(数値)	前値	後値	p値
身体機能(PF)	93.4 ± 8.1	95.9 ± 6.0	0.033*
日常役割機能/身体(RP)	87.3 ± 16.4	89.8 ± 17.3	ns
体の痛み(BP)	75.7 ± 17.6	78.3 ± 20.4	ns
全体的健康感(GH)	69.2 ± 13.1	73.7 ± 15.7	0.048*
活力(VT)	55.0 ± 16.9	56.5 ± 14.9	ns
社会生活機能(SF)	86.1 ± 19.2	87.5 ± 19.0	ns
日常役割機能/精神(RE)	91.4 ± 15.3	89.9 ± 17.0	ns
心の健康(MH)	72.2 ± 15.4	49.4 ± 8.7	0.001***

\*p<0.05 \*\*p<0.01 \*\*\*p<0.001

考察:

芳香好感度によらずミズメザクラ精油は、身体機能に対して左右ともに頸部筋硬度の減少が確認された。しかし、立位体前屈の結果から全身の柔軟性に寄与するものとはいえない。

主観的効果でも活力や睡眠の質の向上、睡眠困難の減少に効果がみられた。

健康関連 QOL では身体機能と全体的健康感に良好な変化がみられた。しかし心の健康については減少する結果となった。心の健康については、塗布する

ミズメザクラ精油について好感のない対象者に対して週に 2 度の塗布を行っていたことが影響した推察される。

結論:

ミズメザクラ精油は芳香に好感がなくとも、頸部筋硬度と、気分における活力、睡眠状態について良好な効果を見た。さらに健康関連 QOL においても身体機能や全体的健康感が良好な効果が得られた。しかし心の健康については低下がみられた。

まとめ:

ミズメザクラ精油において好感がなくとも身体的効果および主観的効果が見られることから、精油は芳香の好感度にかかわらず、精油の成分による効果は見られた。しかし精油を選択する上で、使用者による芳香好感度による選択は、心の健康維持の観点から必要である。このことからすべての精油の使用についても、身体機能への効果および主観的効果に望ましい精油が、使用者の芳香好感度と乖離する場合、使用者が好ましいと感じる精油と組み合わせることが望ましいと思われる。今後ミズメザクラ精油については、芳香好感度の好感あり群と好感なし群による群間比較による検討が必要である。また測定法については、アンケートのみではなく、精油の効果について自律神経系等からの詳細な検討する必要がある。

<参考文献>

- 1) 稲本正, 今井貴規:未利用森林資源から抽出された日本産精油の成分分析. 日本アロマテラピー学会誌, 11 ; 7-12, 2012
- 2) 木田浩隆; サリチル酸メチルの経皮吸収促進に及ぼす温熱の効果. 福岡医学雑誌. 69, 208-222, 1978
- 3) 横山和仁:POMS 短縮版 手引と事例解説, 株式会社金子書房. p1-10. 2013
- 4) Fukuhara S, Ware J E, Kosinski M, Wada S, Gandek B: Psychometric and clinical tests of validity of the Japanese SF-36 Health Survey, Journal of Clinical Epidemiology, 51, 1045-1053, 1998
- 5) Fukuhara S, Suzukamo Y: Manual of SF-36v2 Japanese version, Institute for Health Outcomes & Process Evaluation research, Kyoto, 2004

# 視覚障害者の化粧支援プログラム「ブラインドメイク」の検証

大石 華法（おおいし・かほう）日本福祉大学大学院社会福祉学部

## 事例報告：

視覚障害の女性（身体障害者手帳 1 級、2 級保有者）25 名を対象として、筆者が開発した化粧支援プログラムである「ブラインドメイク」を使用し、自分自身でフルメイクアップできるようになった全対象者の検証後、その中より承諾を得ることができた対象者の 1 事例を報告する。（2014 年 4 月 26 日収録映像有：12 分 30 秒）

事例対象者は、網膜剥離により 41 歳の時に突然視力を失い、視覚障害（身体障害者手帳 1 級）となった現在 50 代の 3 人の娘をもつ既婚女性。20 代より化粧を始めて周囲の人から「綺麗」「美しい」と称賛されていた。健常者で日常生活を過ごしていたが、突然の網膜剥離により一瞬にして周囲が見えなくなり、自分自身の顔が視覚認知できなくなった。

24 時間毎日を薄暗闇の中で生きることで QOL（生活の質）・ADL（日常生活動作）が低下していた。化粧をしたくても自分自身でできなくなってしまい、対人恐怖、引き籠りのため外出減少していた。

## 研究の方法：

視覚に障害があることで、自分自身の顔が鏡を介しても視覚認知がでず、化粧をしたくても上手くできない重度の視覚障害者（身体障害者手帳 1 級、2 級保有者）女性 25 名（20 代 5 名、30 代 5 名、40 代 5 名、50 代 5 名、60 代 5 名）を対象として、アクション・リサーチ方式を取り入れたブラインドメイク・プログラムを使用し、実際に対象者が鏡を見ないでフルメイクアップできるかの検証を行った。

対象者の中から検証証拠を得るために、録画可能である女性に承諾を得て、検証録画の収録と自分自身でフルメイクアップができるようになった意識調査を行う。

## 内容：

対象者 25 名に一人ずつ 10 回（1 回レッスン 2 時間）のブラインドメイク・プログラムのレッスンを行い、1 回目のレッスンで 1 パーツの化粧が仕上がるように、化粧訓練士の声掛けによる音声情報のみで化粧訓練を行う。

対象者は聴覚情報から自分自身の両手指を使って自らの顔に化粧分量を左右対称に施す訓練を行う。

合計 10 回のレッスンでフルメイクができるようプログラムに沿ってコーチングする。

化粧用具は市販されているものを使用する。化粧道具はパウダーファンデーションを使用するための化粧筆 1 本のみで、あとは対象者自身の手指を使用する。

## 結論：

これまで視覚に障害があることで、自分自身でフルメイクアップをすることができなかった視覚障害の女性が、ブラインドメイク・プログラムを使用することにより、対象者 25 名全員が自分自身でフルメイクアップが可能となった。この結果により「ブラインドメイク」は視覚障害の女性にフルメイクアップができる化粧支援プログラムであるといえる。

しかも、化粧時間が平均 15 分でフルメイクアップが仕上がるため、合理的で効率が良い化粧技法であるとの示唆を得ることができた。対象者からは「前向きな気持ちになった」「自信をもって外出できるようになった」「顔を上げて歩けるようになった」「障害受容ができた」との意識調査から、化粧支援プログラムであるブラインドメイクは視覚障害福祉の美容支援者として貢献することができた。

今後、視覚障害者を対象とした美容支援を行う美容福祉の役割は大きく、視覚障害者へ向けた美容情報・美容サービスを提供する社会資源になることが期待できる。

## 【資料】ブラインドメイク・プログラム

化粧にかかる時間は女性によって異なるが、ブラインドメイクには、2つの合理的な化粧技法を取り入れている。1つは「時間短縮」を目指した技法、もう1つは「ナチュラルメイク」と呼ばれている化粧を自然に見せるための技法である。本化粧技法の特徴は、自分自身の両手指をダイレクトに化粧パウダーに付けて、手指に付着した化粧パウダーを左右双方の手の指先や指腹で擦り合わせて左右同色になるように色を馴染ませ、そのまま顔に化粧を施す（着色させる）化粧技法である。

左顔は左手指、右顔は右手指で定められたポジションから、同じ動き(move)・同じ速度(speed)・同じ力(power)で左右対称に化粧を施すのである。この化粧技法により左右同時に化粧が仕上がっていくのである。この技法により左右の顔を同時に両手指で化粧するため化粧時間が短縮する。さらに本技法の優れていることは、指腹を使用することでパウダーを綺麗に皮膚に馴染ませることができる。この化粧技法が色と色との境界部分に綺麗なグラデーションカラーや暈しを作ることができるため、見た目にも自然な「ナチュラルメイク」に仕上げることができるのである。

### 1. パーツメイクの化粧技法

パーツ（目、眉、頬、唇）に化粧の色を施すパーツメイクについては、市販されているアイシャドーの化粧用品には「メイクチップ」という小さなスポンジに柄が付いた化粧道具としてついているが、ブラインドメイクではこの化粧道具を使用しない。それだけでなく頬にチーク（頬紅）を施すときに使用するチークブラシ（刷毛）やアイブロー（眉）を描く時のアイブローペンシル、さらには唇に口紅を施すリップブラシ（口紅刷毛）も使用しない。その理由は次の2つにある。

1つは、アイシャドーカラー、チークカラー、アイブローカラー、リップカラーなど顔の各パーツの決まった箇所に化粧を施す時に、複数色を混同してグラデーションカラーを作る、あるいは色を自然に暈かすには、指先や指腹を使用した化粧技法が適しているからである。化粧施術の専門家であるメイクアップアーティストなども化粧道具を使用した後に、さらに綺麗に色を馴染ましたり暈したりするために指を使用する。それは、刷毛やチップよりも指を使用したほうが、綺麗に色が顔の皮膚に付着して色を顔の皮膚上で馴染ましたり暈したりできるからである。

2つには、化粧道具を使用すると皮膚を道具で擦ることになるため、化粧道具に皮膚の汗や皮脂が付着してしまうことから頻りに洗浄や消毒をしなければ細菌が繁殖して化粧道具が不衛生になる。

### 2. ブラインドメイクの特徴と使用する化粧用具

ブラインドメイク・プログラムの特徴は、視覚に頼らず「手指の感覚」と「顔の皮膚感覚」を使い、ブラインドメイクの化粧技法をプログラムに沿って習得していくことでフルメイクアップができるようになっていく。そのために次の2つを記憶しなければならない。1つは化粧用具・道具の形状と配置する場所を記憶する（同じ形状の内容が異なるものは勘違いする恐れがあるため使用しない）。2つめは化粧用具・道具の使用順序と自分自身の顔に施す順番を記憶することである。

ブラインドメイクでフルメイクアップするために使用する化粧用具・道具は次のものである。リキッドファンデーション容器、パウダーファンデーション容器、匙、化粧筆（刷毛）、テープ（マスキングテープ）、ビューラー、マスカラ、口紅、アイシャドー、アイライン、アイブロー、チーク、トレー、パウダーファンデーション用の化粧筆1本、おしぼり（ウェットタオル）。これらはすべて市販されている。

おしぼり（ウェットタオル）の役目は、両手指を化粧道具代わりに使用するため、手指に付着した化粧のパウダー色をそのままの状態での化粧行為に移ると、化粧道具などに付着させてしまう。またアイシャドーなどでは、他の色と混じり合ってしまう。これらを回避するために、両手指に色が付着する化粧行為を行った直後に毎回おしぼり（ウェットタオル）で拭いとる作業を必要とする。

#### (1) リキッドファンデーション



リキッドファンデーションは、油分を含んだとろみのある液状のものが多い。一般で市販されているものは歯磨き剤のようにチューブ式になっており本体部分に外的圧力をかけるとリキッドファンデーションが抽出口から出る。視覚で適量を見て計るこ

とができないチューブ式では、本体に圧力のかける力の違いによりリキッドファンデーションが抽出する分量調整が難しい。そのため、本映像では蓋付き容器にリキッドファンデーションを予め抽出しておくという用具に工夫がされている。蓋付き容器であると、両手を使い蓋の開閉ができる。上蓋を開けて容器の中に1本指を入れて、分量を指で確認しながらリキッドファンデーションを適量に取り出す。

次に、そのリキッドファンデーションの適量分を両掌全体に塗りつける。両掌全体に伸ばしたリキッドファンデーションを顔の表面に押し当てながら、皮膚に浸透させるように万遍なく貼り付けるように塗っていく。リキッドファンデーションは油分が含まれているため、手の体温により固まっている油分が溶けて柔和になることで両掌に馴染みやすい。馴染んだリキッドファンデーションをゆっくりと塗っていくことで自然に馴染んで斑（ムラ）にならず、シミ、そばかす、小皺、毛穴、産毛を覆い隠して肌の色を均等に整える役目を持つ。このリキッドファンデーションは、次の化粧につながるパウダーファンデーションを綺麗に引き立てるためのベースとなる重要な化粧である。

## (2) パウダーファンデーション



パウダーファンデーションは粉状になっているファンデーションである。先に施術したリキッドファンデーションとは異なり、リキッドファンデーションを塗った後のテカリを無くす、化粧崩れを防ぐ、そして見た目に美しく肌理が整った自然で健康的な肌になる。

パウダーファンデーションは粉状であるため、綺麗に化粧を施すには化粧筆を使用する。適量を化粧筆に含ませて顔に塗るために匙を使用する。パウダーファンデーションとリキッドファンデーションの容器の大きさは異なっている。小さい方がリキッドファンデーション、大きい方がパウダーファンデーションと化粧用具の大きさを記憶すると、双方を間違えて使用することがない。上蓋を開くと匙を使用してパウダーファンデーションの一匙分が顔半分へ施す分量に適量であるため、匙をパウダーファンデーションの中に挿入し、持ち上げてそのまま上蓋の

内側を受け皿代わりに使用してパウダーファンデーションを上蓋の内側へ落とし入れる。

次に化粧筆を用いて筆にパウダーを馴染ませる。10回ほど筆先を上蓋の内側に回転させると化粧筆にパウダーファンデーションが万遍なく適量付着する。右手で化粧筆を持ち、右顔の半分を先に塗っていく。塗っていく順番は顔の額の真ん中から右横顔まで刷け、その動きを上方から順に下方にずらし乍らパウダーファンデーションを万遍なくリキッドファンデーションを塗った上にカバーリングしていく。

右側の顔に塗り終わると、左側の顔にも同様の行為を行う。左側の顔にパウダーファンデーションを塗るときには左手で化粧筆を持ち、右手と同じように対照的に動かして、左右対称になるように塗る。左右対称にパウダーファンデーションが塗られた継ぎ目を覆うように化粧筆を額の真ん中を上方から鼻先を通して顎に向かって下方に振り下ろし、見た目も美しくなるように塗る。特に両小鼻は凸凹になっているため、パウダーファンデーションが塗りきれない場合がある。そのため両小鼻に化粧筆の先を使ってパウダーファンデーションを塗る。

ここまででベースが仕上がっているかのように見えるが、目を閉じて上瞼を化粧筆で刷けたときに上瞼の睫毛で下瞼までパウダーファンデーションが塗られていないため、目を大きく見開いて上を向き、化粧筆の先を下瞼の際に沿って刷けることでこの問題が解決される。仕上げにパウダーファンデーションが隈なく行き渡るように放射線状に刷毛を頭髮の際まで刷けて、パウダーファンデーションが顔の中心部分だけではなく顔全体に行き届くように髪の毛の生え際まで隈なく施す。以上の工程までで化粧のベース（下地）が仕上がる。

## (3) マスキングテープ&ビューラー



ベースが仕上がると、晴眼者の一般的な化粧工程では次にアイシャドーを施すが、ブラインドメイクでは先に睫毛を長くするマスカラの化粧を施す。理由はアイシャドーを先に施してしまうと、ブラインドメイクではマスキングテープを使用するため、アイシャドーを先に施してしまうとテープにアイシャドーの色が付着してテープを剥がすと共に色も剥

がれてしまうからである。ブラインドメイクのマスカラをする工程は、先にマスキングテープを上瞼と下瞼に貼ることを優先させる。

このマスキングテープを貼る意味は 2 つある。1 つは睫毛をカールして目を魅力的に魅せるビューラーをするときに上瞼を挟まないようにすること。2 つめはマスカラを睫毛に塗った後、上下の瞼に付着することを防ぐ役割を果たしている。マスキングテープは 4 枚あらかじめ 4 cm から 5cm サイズを準備しておき、2 枚を上瞼へ睫毛の生え際で貼り付ける。もう 2 枚を下瞼の睫毛の生え際に貼り付ける。上下瞼は一直線ではなく婉曲であるため、それぞれ 2 枚使用し、睫毛の生え際に沿うように目頭から目尻から 1 枚ずつ貼る。4 枚のマスキングテープをしっかりと貼り付けられたことを確認すると、ビューラーを行う。右目の睫毛をビューラーするときには右手で行い、左目の睫毛をビューラーするときには左手で行う。睫毛の生え際からビューラーで挟み、睫毛の先端に向けてビューラーを小刻みに動かして睫毛をカールする。左右対称なカールを作るように左右の睫毛を挟む力を同じにして同じ個所にビューラーを行う。

#### (4) マスカラ



マスカラは、ビューラーでカールした睫毛を濃く、長く装飾する化粧用具で、これを睫毛に付着させることに目をより魅力的に見せる効果がある。近年「デカ目」が流行しており、デカ目（目の輪郭を大きく見せること）に見せるためには、黒目の部分を大きく見せるための「コンタクトレンズ」や「付け睫毛」さらには「エクステ（エクステーションの略）」を現状の睫毛の 1 本 1 本に偽睫毛を付け足すことにより睫毛を長くして、魅力的な目に仕上げる施術法が流行している。

対象者は眼球に負担のないマスカラを選び、左右両睫毛にマスカラを塗るのだが、マスカラは液状で粘着力があるため、睫毛に塗った直後に瞬きをするとマスカラがまだ乾燥していない場合には瞼に付着するおそれがある。これを回避するためにビューラーの時に使用したマスキングテープをしたまま塗る。

もしマスカラが皮膚に付着するならば付着する予定の場所にマスキングテープが貼ってあるため、皮膚には直接付着しない役目を担っている。

マスカラを睫毛に塗る方法は一般的にマスカラを塗る化粧方法と同じである。ただマスカラのブラシ部分を分かりやすくするため、手で持つスティックの箇所には黒のラインテープを 1 本貼っている。これはテープ部分を指で触れると感覚で分かるため、テープの位置の延長にはマスカラのブラシがあるとのマーキングの役割を果たしている。睫毛にマスカラを塗るときにはマスカラ液を絡めながら塗るために、マスカラの柄の部分を持つ手を左右小刻みに揺らしながら塗る。

ビューラーと同じように、右の睫毛にマスカラを塗るときには右手を使い、左の睫毛にマスカラを塗るときには左手を使って左右対称になるように塗ることに配慮する。マスカラを塗った直後は粘着性がある液体なので、乾燥するまで 1 分ほどそのままの状態でおいておく。

#### (5) 口紅



マスカラを塗った後に乾燥するまで 1 分ほどかかるため、その時間を活用して口紅を唇に塗る化粧を行う。口紅を唇に塗る方法は幾つかある。口紅を直接唇に塗る方法。口紅の専用刷毛を使用して口紅から刷毛により擦り取り、それを唇に塗る方法。そして指先を利用して口紅を擦り取り、それを唇に塗る方法。ここでは最後の指先を利用して口紅を取り、それを唇に塗る方法を取るが、両手指先に口紅を取り、双方の指先を擦り合わせて上唇の真ん中に両手指先を置き、その位置から左右対称に同時に口角に向かって両手指を進めて口紅を塗る。口角まで進めると、次に進んできた逆方向に両手指先を戻す。これで上唇が右左対象に塗れる。

下唇も同様に再度両手指先に口紅を取り双方の指先を擦り合わせる。次に下唇の場合は、両口角の位置から中心に向かって左右対称に同時に両手指を進めて両手指が接触したところで中心部分の塗り残しがないように左右に軽くスウィングさせる。後は軽く上唇と下唇を 2 回擦り合わせて斑（ムラ）がないようにする。以上で口紅が左右対称に塗れる。

口紅のパーツメイクが終わると、その頃には(4)で行ったマスカラ液が乾燥している頃合いであるため、指の背でマスカラが乾燥していることを確認する。乾燥していれば目の上下瞼に接着しているマスキングテープを剥がす。剥がす時にマスキングテープが皮膚に密着しているため、皮膚を引っ張らないようにして剥がす。方法としては片方の手マスキングテープを丁寧に剥がしながら、剥がした直後の皮膚を指で軽く抑えていく。全部のマスキングテープを剥がすことができれば、マスキングテープが貼っていた箇所のパウダーファンデーションが剥がれてしまう恐れがあるため、剥がれた部分であろう箇所に再度化粧筆でパウダーファンデーションを1刷毛刷けて、目の周辺の色を調整する。

※口紅を塗る方法は、映像では手指を使った化粧技法を使用しているが、紅筆を使用する化粧技法もある。

## (6) アイシャドー



アイシャドーは目の周囲、特に瞼に陰影を付ける化粧法のこと。あるいはその化粧品。顔を立体的に見せる効果がある。アイシャドーは4色使用している。市販の化粧用具だが最近ではパールやラメが入っており、瞼を華やかに見せる働きをしているものが多い。最初に眉毛の眉山の真下から白色のハイライトを塗る。これはアイシャドーのメイクアップ技法のオーソドックスなカラー配置であるが、瞼が目と同じ左右対称の形であることを前提として両手指を使い、4色の色を順番に使用して塗っていく方法である。

ハイライトでは、左右の指先に白色のハイライトを付着させて左右同じパウダーの量が付着するまで両人差し指先を擦り合わせる。両人差し指を両眉山の真下から眉尻に向かって左右対称に同じ力で同じ動きでそして同じ速度で指を眉毛の下部分に沿って運ぶ。そうすると、左右対称に同じ色の濃さでハイライトが塗られる。一度アイホールに色を塗ると、両手指先にも色が付着しているため、一色使用する毎にハンドタオルで色を拭う作業を行う。ハイライトと同じ技法でアイホールと言われる瞼の広い部分に事前

に予定をしていた薄ピンクのアイシャドーを同じく両人差し指でアイシャドーカラーを取るが、アイホールに広く色を塗るために人差し指の腹でアイシャドーを広く塗り合わせる。左右同適量に馴染ませると、目頭に人差し指腹を左右対称になるようにポジショニングを行い、そこからワイパーのように目頭から目尻に向かって広くアイホールに色を乗せて目尻に向かって少しずつ薄くなるように力を抜いていき、最後に刷ける。

次は上瞼の真上(二重瞼の箇所)に細見のアイシャドーを2色塗る。一色目は小指を使ってアイホールを塗るときと同じ技法で両小指にパウダーを塗りこみ、眉尻から眉頭へ向かって両小指を走らせる。二色目は眉頭から眉尻に向かってピンク色のアイシャドーを使用して真ん中の両指先を使用して青色のアイシャドーと重ね塗りをする。このことにより青色からピンク色が重なる部分が紫色にグラデーションに見えて目元が華やかになる。この化粧動作を右瞼と左瞼を左右別々に行うと右瞼と左瞼の色彩の濃淡や場所が左右対称にならないため見た目も不自然であるためアイシャドーそのものを諦めてやらなくなる女性が多い。そのなかで、ブラインドメイクでは理論上において左右対称となり、何種類かのアイシャドー色を単独色で施しても、2種類もしくは3種類以上の色を重ねて施しても左右対称に見えるため安心してアイシャドーの化粧を施すことができる。

## (7) アイライン



アイシャドーと同じ化粧技法を使用してアイラインを小指の爪を使ってパウダーを付けて目の周囲(睫毛の際)に施す。アイラインは、目の淵に黒のラインを入れることにより、より大きくはっきりした目になるように見せる化粧である。リキッドタイプやペンシルタイプ、ジェルタイプがあるが、小指の爪でアイラインを引くことになるため、アイシャドーと同じパウダータイプを使用する。アイラインは上瞼と下瞼の睫毛の根本に細く線を塗り込むため、小指の爪先をペンシルのように使い、両目の目尻から目頭に向かって両小指を運ぶ。上瞼のアイラインを塗るときは、目を見開いて下を向くと上瞼

側が塗りやすくなる。逆に下瞼にアイラインを塗るときには上を向くと下瞼側が塗りやすくなる。

### (8) アイブロー



眉毛に化粧をすることであるが、年齢と共に眉毛は女性の眉毛は抜け落ちたり薄くなったりするため、それを補うために化粧で眉毛を描く。ペンシルタイプやマスカラタイプなどがあるが、小指の指先でアイブローを描くことが可能なため、アイシャドーやアイラインと同じ化粧技法を用いてアイブローパウダーを使用し、両小指先につけて両指先を擦り合わせてアイブローパウダーの量を左右均等に付着させ、それを左右の眉頭から同時に小指先を小刻みに動かし、パウダーを眉毛の形に沿って色を付着していく。眉毛は小指先で毛がどのように生えているかを認識できるため、自身の眉毛の形に沿って左右対称に色を付着させていく。眉山まで動かすと眉尻に向かって力を抜いていき、先細りになるように小指腹から小指爪に力を入れ替えて慎重にゆっくりと刷ける。

### (9) チーク (頬紅)



英語で **cheek** と言えば頬を示すが、日本語では頬紅と言われている。しかしチークは和製英語として現在では一般使用されている。チークを使用する目的は、頬に赤みを付ける、または増すことによって顔色をよく見せ、健康的に見せるために使用する。赤色系の色彩を両頬に塗るが、これらの

チークもアイシャドーなどと同様、ブラインドメイクの化粧技法を使用する。

両手の人差し指、中指、薬指の3本でチークパウダーを取り、両手指先の3本で指腹にチークパウダーを馴染ませる。それを両頬骨の辺りからこめかみに向かって刷ける。そのままと3本線の跡形が残る場合があるため、両掌でチークを塗った箇所を3回なぞって自然と肌に馴染ませる。

### (10) ハイライト

最後に、顔のパーツの凹凸感を出すために、アクセントメイクとしてハイライトを必要箇所に施す。顔を明るく見せるために白色のパウダーをハイライトとして塗るのだが、白色が光りで反射して明るく見える箇所に薄く軽く施す。これも上記のブラインドメイク技法により、眉頭のすぐ下の上瞼の窪みに馴染ませる程度にハイライトを入れるのだが、この窪みは深いので両親指の腹を使ってハイライトを1刷け、窪みを押し込むように入れる。

あとは鼻筋を中心として鼻の付け根の両脇から、両人差し指を使って左右対称に外側に向かって皮膚に軽く当てる感覚で外側に向かって刷ける。これを3回上から下に向かって施す。顔の中心が明るく見える化粧技法を取り入れている。

## 美容の役割とライフデザイン エンゼルメイクの調査

文元麻理香（ふみもと・まりか）

田嶋 順子（たじま・じゅんこ）

富田 知子（とみた・ともこ）

及川麻衣子（おいかわ・まいこ）

大西 典子（おおにし・のりこ）

山野美容芸術短期大学美容福祉ライフデザイン研究チーム

### 目的：

人生の中で、美容と福祉のかかわりは深い。特に人生の節目には必ず、「美容」が重要な役割をしていると考える。特に「装う」ことは、本人はもちろんではあるが、周囲の人への影響も大きくあると考え美容と福祉の教員が共に「エンゼルメイク」について考えた。一般的にエンゼルメイク（死化粧）は、今まで、多くの死を迎える病院や自宅などで、看護師や納棺師などの手によって行われてきた。目的は生前の本人の希望やご家族の悲しみの支援であると考ええる。

美容室で長く関わってきたお客様から「最後のメイク」の依頼を受けた方からの報告がある。美容福祉師の役割の変化である。長年の信頼から本来はメイクを考えていなかった家族へ、メイクをすることで、取り戻せた表情に家族の安堵と感謝、そして悲しみの表出ができた、亡くなった方の思いを大切に生きて力につなげることは、「グリーンケア」と呼ばれ、とても大きな支援の役割と言える。

そこで、先行事例や調査、研修等への参加、現実の実態調査を行うことで、多くの人への「美容」の役割が明確になり、美容と福祉の場の創造につながると考えた。現段階での研究状況、特に美容師へのアンケート調査が進めたので報告する。

### 方法と結果：

- 1 感染予防対策上の死後の処置、研修受講
- 2 美容師、美容福祉師へアンケート調査
- 3 メイクの研究

#### エルプランナー エンゼルメイク研修

▶ 代表 橋本佐栄子さんによるエンゼルメイク（死化粧）の講習



↑ 講習風景



↑ 講習に使用した教科書

## 考察：

「死者を人として尊厳をもって関わる時には、手を合わせ、プライバシーを守り、人格を尊重した態度で接し、遺族の心情に寄り添い、手厚いケアをこころがける」と研修で学んだ。大変に重い状況に置いている「メイク」には、実施する人の気持ち、心構え、目的を明確にして関わる必要がある。看護師の教育に「死後の処置」という項目が追加された。また、終末期を介護福祉施設で迎える、「看取り」の役割が出てきている。もちろん在宅で介護、看取りを受ける人が増えてきている。今後は看護師や介護職員へのメイク研修の必要性、美容師への研修の必要性がある。

そこで、今回は美容師へのアンケート調査を実施したので報告する。

美容師のエンゼルメイクに対する関心について

アンケート実施期間：

- A、2014年6月
- B、2014年8月

実施場所：

- A、世田谷会館
- B、山野美容専門学校

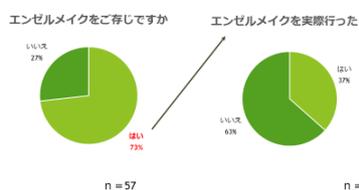
実施対象：

- A、美容組合玉川支部理美容師 17名
- B、NPO 全国介護美容福祉協会理美容師 40名

内容：

- 1) エンゼルメイクの知識、経験の有無
- 2) エンゼルメイクに対して
- 3) エンゼルメイクの講習を受講したいか

## アンケート結果



## 考察（アンケート結果から）

- ▶ エンゼルメイクの認知度は高いが実際、理美容師で行っている人はまだ少ない  
↓
- ▶ エンゼルメイクを知っている人も知らない人も、興味を持っていることが分かった。  
↓
- ▶ 興味を持ち尚且つ、エンゼルメイクの講習会に参加したいとの希望が多かった（ご意見、ご要望に多数書かれていた）

## 倫理的配慮：

アンケート調査表に倫理的な配慮を説明した。このアンケート結果は、個人を特定できない形で使用させて頂き、当研究以外には使用しません。と記載。

## 今後の展開：

山野美容芸術短期大学オリジナルのマニュアル作りの研究。  
文部科学省 メイクアップアドバンス プロジェクト実証講座にてエアブラシを使ったエンゼルメイクを学び活用する。

## 今後の展開

- ▶ 山野美容芸術短期大学オリジナルマニュアルの作成（メイク手順、ケアの仕方、衣装などトータルビューティも踏まえて考えていく）
- ▶ 今現在、文部科学省メイクアップアドバンスに参加しエアブラシを使ったエンゼルメイク（死化粧）について学ぶ



また今現在、死化粧で仕事を継続されている美容師や納棺師の方へインタビューをし、継続する心得や心情等の情報を収集し分析していく。それらをまとめ研究をし、マニュアルの中に入れていきたい。

# 健康の将来予測—ライフデザインの基礎資料

生山 匡 (いくやま・ただし)  
山野美容芸術短期大学名誉教授

## 目的：

生活設計の基礎資料に利用される指標として「平均寿命」や「平均余命」がある。またある年に生まれた人がある年齢になる確率（定常人口）も基礎資料として活用される。しかし、それらはいずれも現在の状況が続いた場合の指標であり、将来の変化を考慮した指標ではないので、将来変化が大きければ人生設計に不測の事態が生ずる危険がある。

日本の百歳以上（百寿者）の人口は1963年に153名と公表されて以来、指数関数的に増加し続けて2014年には58,820名（1963年の384倍）になり、その増加傾向は今後も確実に継続する方向にある。従って、生活設計の基礎資料としては、現状を前提とするのは不十分で、将来予測を組み込んで設計するのが望ましいと考えられる。

百寿者人口の将来予測はすでに国立社会保障・人口問題研究所で公表されており、最新（平成24年1月）の予測によれば、たとえば2050年の百寿者人口は、中位予測で697,000人になり、2014年58,820名の11.8倍に増加する。しかし、それはあくまでも百寿者総数の予測であり、百歳になる確率を示すものではないので、個人が将来を予測する資料としては物足りない。

本研究は、以上の現状を踏まえ、これからの生活設計の基本的な資料を得る目的で、百歳になる確率を、過去・現在・未来について調べることを目的とする。

## 方法：

百歳になる確率を百分率で求めるには、ある年に百歳になった人数とその百年前の出生数がわかればよい。

### 1. 各年の出生数

厚生労働省の公表資料。

1872年～、但し第2次世界大戦中3年分の資料は欠如。

従って、百歳になる確率を計算できるもつと

も古いのは1972年に百歳を迎えた人の確率であり、戦時中生まれの3年間は計算できない。

### 2. 各年に百歳になる人数

(1) 毎年百歳を迎える人数は、公表されているものは2008年以降2014年の8年分

(2) (1)以外は以下の手順で算出

① (1)の資料と百寿者数の変化数で百寿者全体の年間死亡率を算出し、2008年以降の百寿者死亡率の推移を検討。

その結果、2008年～2014年における百寿者の死亡率は48.9～45.8%で、この間死亡率は減少傾向にあった。

② ①の結果を参考に、1963年の百寿者死亡率を55%、2060年の百寿者死亡率を40%と仮定して、その間の百寿者死亡率とした。

③ ②の結果と公表されている1963年から2014年までの各年の百寿者数の差引と百寿者死亡率を用いて、各年の百歳になる人数を算出した。

### <利用した資料>

① 百寿者数の推移：厚生労働省 Press

Release「今年度中に百歳になられる高齢者」（平成25年9月1日現在）

② 百寿者の死亡率：厚生労働省発表の百歳人口の増加数（2008～2014年）と①から算出

③ 出生数：厚生労働省（1872年～、但し第2次世界大戦中3年分の資料は欠如）

④ 百歳人口の将来予測：日本の将来推計人口（平成24年1月）国立社会保障・人口問題研究所

さらに以下の寝たきり率に関する資料を参考にし、元気な高齢者になるための条件について考察した。

① 権藤隆之：百寿者研究の現状と展望 2007

② 老人研情報 No.195 平成15年3月：東京都老人総合研究所発行

**結果と考察：**

百歳になる確率は、図1の通り、増加の一途を辿っている。

- ①計算可能なもっとも古い1972年に百歳を迎えた人は、百年前に出生した人（1872年明治5年生まれ569,034名）の内の222名、0.04%であった。
- ②もっとも最近（2014年百歳）の公表値で百歳になる確率を計算すると、1914年出生1,808,042名中29,357名=1.6%であり、1972年の40倍であった。
- ③2014年以降の予測を国立社会保障・人口問題研究所の百寿者数の2060年までの予測年次推移を用いて計算すると、もっとも百歳になる確率が高いのは2060年であり、2060年に百歳になる予測数の最大値の場合、1960年出生1,606,041人中531,214名=31.3%が百歳を迎えることになる。これは2014年1.6%の19.6倍である。

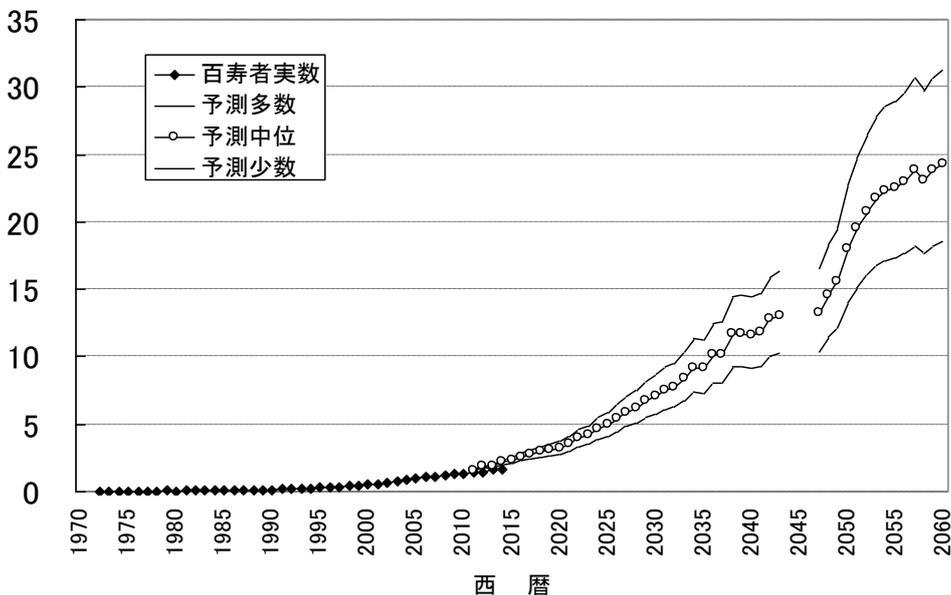
もっとも少ない予測でも、百歳を迎える人は298,254名=18.6%で、2014年の11.6倍になる。

以上の結果は、これからの人生生活設計において、より長い年数を考慮した設計が必要なことを意味している。

しかし、以下の点を更に考慮した設計をしなければならないと思われる。

- ④百寿者の寝たきり率に関するこれまでの推移を参考にすれば、寝たきり率が増加し、2050年に女性は70%、男性は37%になる危険性がある。
- ⑤一方、かなり活発に動いている百寿者数も増加しており、元気な高齢者になれる方法があると思われる。
- ⑥以上のような結果は、元気な長命に向けた取り組みの必要性、ひいては美容福祉に対する基礎的な充実の必要性を考察させる。

図1 百歳を迎える確率の推移、予測（縦軸は%）



# 高齢者の QOL 向上をめざす美容技術の提供

## ～介護施設での洗髪の現状報告～

富田 知子（とみた・ともこ） 山野美容芸術短期大学  
及川麻衣子（おいかわ・まいこ） 山野美容芸術短期大学  
田嶋 順子（たじま・じゅんこ） 山野美容芸術短期大学  
難波 礼治（なんば・れいじ） 第一工業大学 工学部

### はじめに：

山野学苑は美容に留まらず、高齢化社会を支援するための福祉分野にも多くの力を注いできた。美容と福祉に関する及川の報告は、ジェントロジーにおける美容の役割と可能性について論じ、美容は心理・生活・終末期と多くの分野で有効であると述べている(1)。

さらに田嶋らの報告「美容サロンが取り組む認知予防-八王子から全国へ」では、美容室を憩いの空間として活用することで高齢者に有益な効果をもたらしている(2)。

また難波による「唾液アミラーゼモニタを使用した美容室のリラックス効果の研究」(3)は、美容室での施術を通し人々が心的にリラックスできることを科学的に明らかにした。

これまで述べたように美容技術が他者にもたらす効果は様々で大きな可能性を秘めている。本報では、高齢者の支援対策として美容技術における洗髪の可能性を提案したい(4)。

日常生活の中にある洗髪と介護施設で行われる洗髪とを比較する。それによって高齢者の QOL・ADL の向上に関する提案を行いたい。

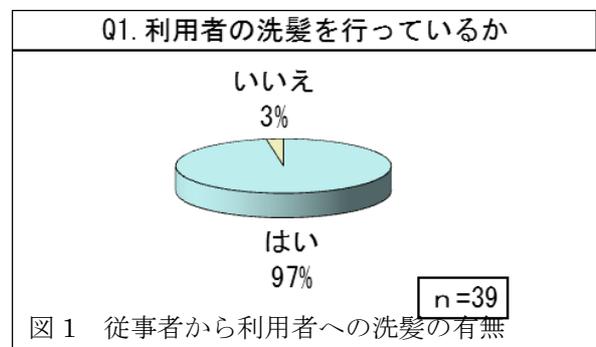
### 調査方法：

美容師以外の他者（特に高齢者や障害者）に対する洗髪を施すことのある介護の現場で調査を試みた。美容室以外での洗髪の位置づけを知るために 2014 年 8 月にアンケート調査を行った。

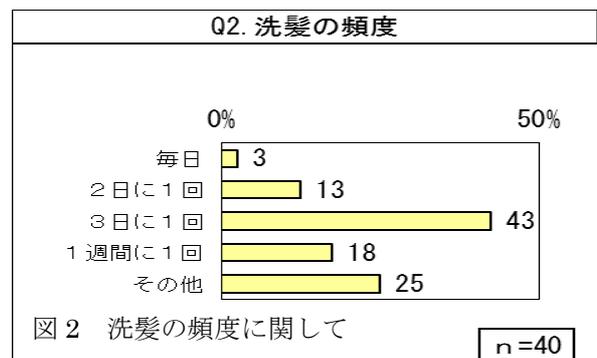
対象は施設 A の従事者 41 人である。アンケートは、あらかじめ施設責任者の方に趣旨の説明を行い、アンケート内容に倫理的問題がないかなどを確認の上で自記式での回答を求めた。

### 調査結果と考察：

調査アンケート結果の一例を述べる。従事者に対して「洗髪の頻度」に関する質問は、従事者の 90% 以上が利用者の洗髪に携わっていた (図 1)。



頻度 (回数) については、3 日に 1 回が最も多く 40% を超える結果となった (図 2)。



我々の日常にある毎日の洗髪を施せない現状にあることが分かった。一方で、その「毎日の洗髪を行うことの問題点」に関する質問結果からは、時間の制限との回答が 80% となった。その他の要因としては、互いの体力に起因することも考えられる。またそれに付随して、従事者に「最高の洗髪とは」という自由記述を求めた。その結果の一例を以下に記述する。

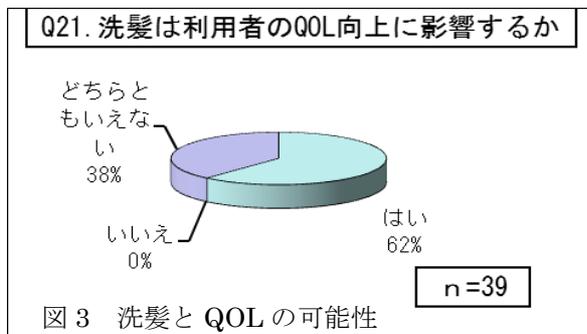
- ・ 利用者様のストレスにならないような手際の手よいシャンプー。

<研究発表 ⑤>

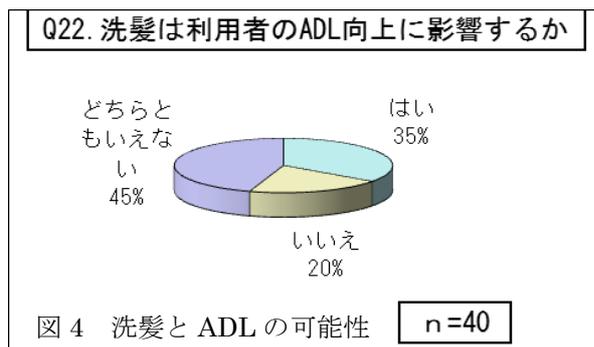
- ・ 美容師さんと同じくらいの技術で洗髪を行えること。
- ・ 体の負担にならずに頭皮・頭髪がきれいになる。さらにリラックスできるような洗髪、良い香りがあるとさらに良い。洗髪技術も必要。カット後の続きで洗髪をすぐに行えるような設備が欲しい、など。

上記の意見を得ることができた。従事者は、あくまでも利用者が望む洗髪を行ってあげたいという強い気持ちを持っていることが分かった。介護施設における洗髪の現状は、従事者の思いと行為が必ずしも一致していないことが分かった。

次に「洗髪は利用者の QOL 向上に影響するか」と求めた質問結果は、影響するとの回答が 62%となった(図 3)。



それに対し「洗髪は利用者の ADL 向上に影響するか」という質問では、影響するとの回答が 35%で留まった(図 4)。



我々のこれまでの知見は、美容技術は QOL・ADL の維持・向上にも十分に活用できると確信している。介護施設における洗髪の現状や課題がある程度明らかとなったことにより、今後は、従事者と利用者が相互に活かせる洗髪技術を提案したい。例えば、QOL、ADL 向上を目指すのであれば、洗髪中に可動する腕や肩に注目して、洗髪の中で自然と行うことのできるトレーニングメニューなどを考えて行き

たい。美容技術の有効性を今後も明らかにし、介護福祉の現場で有効なリンクを計ることが重要であると考えます。

### まとめ

美容師以外の他者が行う洗髪の問題点や改善点がある程度明確になった。高齢者の ADL、QOL 向上に繋がる具体的な提案を今後探求して行きたい。

### 【参考文献】

- (1) 及川麻衣子, ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性-認知症予防を考える美容プログラム研究から-, 日本美容福祉学会第 9 回学会集 P61, 2009 年 10 月
- (2) 杉本剛英, 田嶋順子ほか, 美容サロンが取り組む認知症予防八王子から全国へ, 第 4 回日本認知症予防学術集会学会講演集, P107, 2014 年 9 月
- (3) 難波礼治, 富田知子, ほか, 唾液アミラーゼモニタを使用した美容室のリラックス効果の研究, 山野美容芸術短期大学研究報告会 2010 年 3 月
- (4) 富田知子, 及川麻衣子, 田嶋順子, 難波礼治, 高齢者を支援する美容技術の可能性について(第一報) ~介護施設での洗髪の現状~, 第 4 回日本認知症予防学術集会学会講演集, P170, 2014 年 9 月, 浦上賞受賞

## 美道と幸福 —美容福祉の神髄—

中松 和巳（なかもつ・かずみ）兵庫県立大学・環境人間学部・教授

### はじめに

山野愛子（写真）が美道を提唱して二十数年を数える。昨年日本美容福祉学会誌に「般若心経と山野愛子」と題した美道と般若心経の関係を述べた小論文を投稿させていただいた。その延長として本稿では美道に基づく美容福祉とはどうあるべきかを「幸福（しあわせ）づくり」をキーワードに解説したい。



山野愛子

### 美容福祉

美容福祉の福祉とは英語では welfare と訳されることが多いが、逆にこの単語には辞書を引くと幸福という日本語訳が最初に出てくる。これを解釈すると美容福祉とは美容によって幸福づくりをすることと解釈することができるのである。一般的な社会における解釈は別にして高齢者介護における美容だけが美容福祉ではないのである。美容福祉を生業とする美容師が自らを美しくすることも実は美容福祉に繋がると考えられるのである。それは幸福も美も自分自身の幸福づくりができる人、自分自身を美しくすることのできる人にしかつくり出すことができないからである。つまり、美容福祉とは人の美をつくり出しその人の幸福づくりをするということになり、美容福祉師とは自らの幸福も美も、他人の幸福も美もつくり出すことができる人ということになる。また、美しくなった客の笑顔が美容福祉師の幸福づくりをする。美容に基づくこのような幸福づくりの循環が存在する。勿論、人間である以上どんな腕の良い美容師にも美も幸福も完璧につくり出すことなどできないのは当然である。ではどうすれば？という疑問に答えたのが山野愛子の創始した美道である。その中には人を美しくすること、幸福にすることの神髄が存在する。では美道をどのように見ればより美しく美容を施せるのか？美容福祉の神髄が理解できるのか少し解説してみたい。



2001年、IN通信社刊

### 美道と幸福

美道では、人の美とは5つの要素、髪、顔、装、体、心が相互に作用し合いその5つの要素に調和が生まれた時につくられるものであると説かれている（美道五原則）。つまりこの5つの要素の調和した姿が人の美なのである。髪が美しく結えればそれで良いのか？いや、いくら髪型が美しくとも顔が曇っているのは、髪自身に艶が無ければ美をつくり出すことができない。何故顔が曇るのか？装いに問題がある？何故髪に艶が無いのか体調不良による心配事が艶を亡くしたのか？それは心と体の問題・・・色々な憶測が生じる。しかし5要素の間に調和が無いのは事実である。そのような人の調和が果たして

## <特別研究発表>

人間である美容師につくれるのだろうか？つくれなければ美容福祉師どころか自分を美しくすることすらできないのであろうか？先代山野愛子はその答えを著書「美容芸術論」(参考文献[1])の中で述べている。山野愛子は美をつくる最重要ポイントとして色を挙げている。この色について歴史的、芸術的観点より多くのページ割き詳述しているのである。色の濃淡、色使いなど色にこだわった美容で美をつくれと教えているのである。これはまさに美容による芸術作品を生み出す神髄であると思われる。上述した例にあるような顔が曇るのもそれを伝えるのは顔色、色なのである。色にこだわらなければ顔色も読み取れないのである。身体と心の好不調も色が伝えると言うことである。このように解釈すれば美道による美づくりとはどれだけ色を重要視したものなのかが良く理解できる。もう一つは芸術家としての美容を生業とするものの心得、身の律し方である。頭で考えては美容は幸福づくりにはならない、腕に覚えさせる以外道は無と教えている。これは今最高に美しく髪が結えたとしても対象は人でありその美しさは儂く長く決して続かない。次に同じ人の髪を結ったとしても同じような最高の出来にはならないのである。美容芸術の域である。このことを理解して日々修練するのも美容を施すものの神髄であるということになる。

幸福とは拾うものでも、お金を使ってなるものでも、勿論、お金で買えるものでもないことは周知のことである。幸福はつくるものである。しかし、森羅万象全てのものごとにはつくられれば時とともに必ず消えてゆく。幸福も例外ではなく無常なのである。これは美も同じこと、幸福も美もつくるのに長い時間がかかるが短い時間で消えて行くというのが常である。幸福も美も刹那(せつな)いのである。この理を理解することもまた本当の意味の美容福祉に繋がるのである。このように考えると美道による幸福づくりとは美容芸術そのものではなからうか。私には山野愛子がそう教えているように思える。

## あとがき

本稿では美容福祉の難しさばかりを書いてしまったが、人と人は心で繋がるものである。美容福祉をするものがいかに対象となる人の喜び(幸福づくり)を思うことができるか、見返りを期待しない無償の愛、母の愛のような気持ちで美容を行うことが美容師自身の美づくり、幸福づくりに繋がること、美容が人の幸福づくりの最大の武器と成り得ること知っていただければ幸甚である。

## 参考文献

- [1] 山野愛子 “美容芸術論” IN 通信社 1991年3月刊

## スキルを活かして活動の場を創出

山下師賀子（やました・しがこ）リヴァー美容室・登録美容師

### はじめに：

まず現在、なぜ美容福祉師として活動することに至っているかについて、私が活動してきた経緯をお話したいと思います。

私は現在サロンでパート勤務しております。もう13年にもなります。そんな中、義父母の介護という問題が起き、今思えば、これがそれからのすべての私の活動の発端であり、契機になり、目覚めとなりました。

まず義父が水頭症を発症し、それがため歩行困難、一人で外出が難しくなったり、シャント手術、ペースメーカーの手術のため入退院を繰り返したりと厳しい毎日を余儀なくされていたところ、今度は義母も認知症となり、こちらは薬で進行を遅らせる軽度の診断ではありましたが、その認知症である事実をなかなか受け入れない義母への対応に戸惑う毎日が続きました。

そこで私は認知症の理解を深めるため、地域の「認知症サポーター養成講座」や「認知症に関する勉強会」に積極的に参加してきました。

「福祉美容講座」については、義母が認知症になりこの先介護が必要になったとき、少しでも知識があればとの思いと、勤務先の先生が福祉理美容師の資格を取得していることから受講することになりました。

### 実践に向けたボランティア活動を展開：

サロンが休みの日を利用して、2年前より特別養護老人ホーム「ホームたまがわ」で登録美容師の池浦先生のご指導の下、利用者様のカットをさせていただきます。

また地元の江戸川区内にある特別養護老人ホームでは約100名の利用者様を対象に、20年以上もボランティア活動を続けておられる先生方の仲間に入れていただき、10数名の理美容師で1ヶ月に1度、別の施設には勤務先の先生と二人で2ヶ月に1度のサイクルでカットのボランティア活動を続けております。

#### ●利用者様との対話の中から

##### <その1>

絶対にカットしたくないと言っていた方が、「少しでも切りましょうか」とのヘルパーさんの言葉に促され、何とか座っていただき、それでも切りたくないと……。

「ステキになりましょうね！揃えるだけにしましょうね！」と言いながらカットを終え、鏡をお見せしたところ、利用者様が笑みを浮かべられる。

ヘルパーさんから「この方は絶対に笑わないんですよ！」と伺い、美容の力の凄さを実感し、やりがいを感じる。

##### <その2>

「私なんて何しても変わらないわよ」と言っていた利用者様に、仕上げに口紅を少し差すと表情が変わり、仕上がったご自身の鏡の中の姿を見てニコリ……。 「どうも有難う！」と言っていた。

##### <その3>

「小学校は何処だったんですか？」の問いに、「〇〇小学校よ」と。

「校歌覚えてますか？歌ってくださいよ～」とお願いと、利用者様が快く歌い始めてくださる。校歌ではなかったけれど、はにかみながらも楽しそうに歌われ、その間にカット終了！！

#### ●サロンのお客様で認知症の症状が見られる方との対話の中から

- ・通帳を持ってきてお金のことを相談され、対処に戸惑う
- ・家のことが心配で不安で早く施術を終えて帰りたいがる
- ・パーマをかけたばかりなのに「またパーマをかけにいかなくちゃ」とお店に電話をかけてくる
- ・サロンへの道が分からなくなり辿りつくことが出来ない
- ・施術中、急に立ち上がりサロンから居なくなり探し回る

いろいろな方々との出会いや会話を通じて、それまでには気づかなかったことが徐々に見えてきているように思います。実践を重ねていく中で、お一人お一人に寄り添ったコミュニケーションの図

## <実践報告 ①>

りを工夫して、以前より意思疎通がスムーズに  
図れるようになったことや、足腰の弱った方が長  
時間座っていて、立ち上がり移動する際、フットレ  
ストにつまずかない様に声をかけ手をそえるなど、  
利用者様が事故につながりそうな状況を早い段階  
で察知することが徐々にですが、出来るようにな  
ったこと、またご本人、ご家族の方、施設スタッ  
フの方、そして理美容師チームそれぞれの方々との  
連携、確認がいかに必要かが理解できるようにな  
りました。

### スキルアップの必要性について：

人と接する楽しさや関わりに喜びを感じながら、  
一方では、利用者様がいろいろな身体的状況、精神  
的狀態を抱えながら美容を受け入れていただいでいる  
現状について、より安全に安心して美容の時間を  
喜んでいただきたいとの思いから、これまでにホーム  
ヘルパー2級資格取得、また、地域の方々との繋  
がりをもとめ、地域の消防団に入団し、応急手  
当指導員の資格を取得しました。

消防団員として、すばやい処置とその場に居合  
わせたときに動ける勇気、多くの人と協力し合い少し  
でも早く救急処置を行うことの重要性を伝えていま  
すが、訪問美容につながる内容でもあると受け止め  
ております。

### 中部地区における二日間の「アロマ研修会」：

昨年、NPO 全国介護美容福祉協会主催の基、愛知  
県で二日間の「アロマ研修会」が開催されました。  
以前からアロマに興味がありアロマポットやスプレ  
ーで香りを楽しんでおりますので私も参加させてい  
ただきました。一日目前半は、アロマとは何なの？  
や、ハンドマッサージを実習体験し、その効果を実  
感しました。サリチル酸メチルが99%含まれている  
ミズメザクラ精油を米ぬかオイルで希釈したものを  
肩に塗布すると、ポカポカと温まり筋肉が和らぐの  
も実感しました。講座の中で、「お一人お一人の肌  
に合った商品を選んで提供する」というお話があり  
ましたので早速、スキンケア用に精油を使ったスキ  
ンローションやクリーム、ヘアケア用にシャンプー  
剤やトリートメント剤作りにチャレンジしています。

後半はハッピーシャンプーとすいこムの講習で、  
実践で起こりうる問題点を事例を挙げてわかり易く  
見せていただきました。すぐに明日からの仕事に活  
かせる有意義な講習でした。

二日目の研修会では、日本の森から生まれたアロ  
マとして飛騨高山にある「オークビレッジ」にて森  
林を散策しながら、精油の資源となる森林資源の採

集や枝葉の粉碎等について講義を受けました。マイ  
ナスイオンをたっぷり感じ、香りと視覚の両方から  
癒された感じがしています。精油の製造工程の説明  
を受けながら精油の抽出方法を間近で見ることができ、  
またアロマが認知症の症状により効果が得られると  
のエビデンスも公表されている事から、これからも  
アロマについての研修を重ねたいと思います。

このアロマ研修会に参加した皆さんと懇親し普段  
の夏の「登録美容師の集い」のときには聞けない沢  
山のお話があったりして大変貴重な二日間でした。

### 今後の展開について：

平成26年10月現在の江戸川区の高齢者人口は  
137,089人で、高齢化率は20%に達する見込  
みです。65～74歳人口とともに75歳以上人口  
の増加も続き約6万人で、高齢者の44、2%にな  
ると予測されます。私が居住するマンションには一  
人住いの熟年者が84名いらっしゃいます。わが国  
では百歳以上の方は5万8,820人に上りますが、  
そのうち江戸川区は141人（男性はわずかに13  
人）で、最高齢は108歳の女性です。

また、要介護認定者数も年々増加し、介護予防事  
業の効果を見込んだ介護予防後推計の要介護認定  
者数は20,041人になる見込みです。

ことしの夏より知人の紹介でグループホームに出  
向き、訪問美容受け入れの面談を重ねています。こ  
れまでのスキルを活かして、これからは本格的に仕  
事として活動出来たらと動き始めています。

これまで私は人との出会いを大切にしてきました。  
人と接する楽しさ、関わりに喜びを感じいろいろな  
考え方を吸収させていただき、これから先自分の力  
に変え成長していきたいと思っています。これから  
も研修会等に積極的に参加して向上していけたらと  
思います。これからもご指導の程、よろしくお願い  
申し上げます。

## 視覚障害者支援ビューティセミナー 自立と社会参加に関わる美容

ティミー西村（ていみー・にしむら）

八槇 達也（やまき・たつや）

田嶋 順子（たじま・じゅんこ）

山野美容芸術短期大学美容福祉ライフホームチーム

### 目的：

自立と社会参加をめざして、今回、神奈川総合リハビリテーションセンター、七沢厚生ライトホームからのご依頼によって、社会復帰を目指す方々の「美容」についての講習会、特に視覚に障害のある方々のメイク・ヘアについて「ビューティセミナー」を実施した。

ここでは、視覚障害のある方に社会リハビリテーションを実施している。内容は障害があることから今までの生活から新しい社会的状況の中で、障害者が自分自身のニーズを満たし、一人ひとりに可能な最も豊かな社会参加を実現するための社会生活力（技術）などを高めるための訓練・生活支援等である。その中に「美容」みだしなみの支援も重要な問題で、様々な方法を試みていた。今回、ご相談をいただき、美容の教員とで検討して実施したので、報告する。

### 方法と結果：

視覚障害をお持ちの方への支援は、糖尿病や網膜色素変性症などにより、途中で失明あるいは視力の低下した視覚障害者の方に対して、各種訓練をして自立に向けた支援を通所、入所にて実施している。点字、日常生活活動訓練、感覚的訓練、移動の訓練読み書き、パソコンをしている。

今回は訓練途中で、ビューティセミナーを実施した。参加者は男子9名、女性6名にて実施。職員のサポートのもと平成26年9月5日金曜日に男性、女性に実施した。

男性美容講習＝ヘアはバランスの良い見え方、ヘアスタイリング、寝癖の直し方、シャンプーの仕方。①特に手や指で実際に感じる・想像をする。②頭部にある筋肉について。③自分の頭皮の硬さをチェック。④頭皮の筋肉の解説、チェックの診断結果。他にシャンプーの仕方などを実施した。

女性メイク講習＝メイクはメイクを自分でできる方法について個人的な指導を行った。指でできること、左右を同時にすること、本人に合った色、やり方を実践した。

内容は①スキンケア②ベースメイク③ポイント

メイクと進めた。最初は緊張していた方々も徐々に自分らしいやり方を探しながら楽しそうに実施することができた。自分でメイクを日常的にしている方は1名でした。他の方々は慣れない様子ながら実施することができた。

### 考察：

視覚障害には全盲の方とロービジョンの方がいます。全盲とは医学的には光も感じない状態をいいます。社会的盲、教育的盲という表現もあり、視覚以外からの情報で生活しています。ロービジョンの方は見え方が疾患によって差があります。視覚からの情報がある程度使える方で、視力が低い、視野が狭くなっているなどの問題があります。男性にはヘアについて、女性にはメイクを中心とした内容を実施しました。

視覚が不自由になると混乱が起きて、何もかもやる気がなくなってしまうという言動があります。参加者の中には「あきらめていた」という声がありました。実際の場面を見ていると自分の顔を一生懸命に見ながら、また、周囲の方の声に反応して楽しんでいる様子がありました。

今回の内容をご紹介することで、視覚に障害のある方が「美容」を今までの生活同様に取り入れられることができたなら、笑顔のある暮らしになると考えます。

### 倫理的配慮：

開催にあたり、施設の指導から事前に個人情報 が保たれることを了解いただいた。

### 今後の展開：

日常生活支援に「美容」の必要性を強く感じた。どんなときにもどんな問題があってもその人らしく生きるために必要なことを考え、今後も個別の問題に添った支援方法を研究して、多くの方々に自立した生活、生活の質QOLの支援に役立てたい。

## 特別養護老人ホームたまがわ プライベートサロン活動報告

池浦斗糸子（いけうら・としこ）美容室レディ・NPO登録美容師

今年6月山野の講師から特養の話をしてほしいと依頼を受け、ずいぶん迷いましたが理美容福祉の先生方のお役に立つのであればと引き受けることにいたしました。

私は山野美容専門学校28期の卒業生です。山野愛子先生が生前、話された言葉が私の心の中で励みとなっていました。その言葉とは、「1000名の中10年後残っているのは50名です。そして名を挙げられるのは5名です」。その時私は、50名の中に入りたいと心から思いました。そのおかげで自分の美容室を持つことができ、素晴らしいスタッフと共に様々な困難を乗り越えてくることができました。

愛子先生には感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、私が「特別養護老人ホームたまがわ」に行くきっかけになったことから話させていただきます。あれは平成21年8月の登録美容師の集いの後の懇親会で話があり、場所を聞いたところ大田区というので、是非とも行ってみたいと申し出ました。というのはその施設が家のすぐ近くだったのです。2か月くらい経った頃、施設から電話があり面接をしていただきました。そろそろ1年がたとうところ、「来月、見学に来てください。」と突然連絡を頂きました。

翌々月の平成22年7月、晴れてプライベートサロンの仲間入りをさせていただきました。メンバーは私を入れて3名です。ほかの2名の先生方は1年以上前からボランティア活動をされていたので、利用者様の接し方はソフトでしたし、「すいこ〜ム」の使い方はリズムカルなので利用者様は気持ちよくなり寝てしまうほど見事な手さばきでした。私も見様見真似で利用者様の髪を切らせていただくのですが、20分から30分かかりました。

職員が側についていることは少なく、向きの変え方次第ではやりにくい体位になってしまい、腰に負担がかかり、店の従業員から「最近背中が丸くなったんじゃないですか」と言われ、とてもショックでした。今では姿勢も気にしながら施設の職員の方には細かく体位を伝え施術時間も5分から10分位で切れるようになりました。

私のボランティア活動は毎月第三火曜日の午後2時から約2時間です。人数は当日施設に伺ってからお聞きし、5名の時もあれば15名の時もあり

ます。難しい部分は襟足だと思います。職員の方からは「なるべく短く切ってください。」と注文されますので1人施術するごとに短く切れるようになりました。今までに切らせていただいた人数は約160名になったかと思います。数ではないと思いますが、この経験は自信になっています。より質の高い技術ができるように努力していきたいと思えます。

今年7月利用者様のご家族から「掃除機がうるさいから耳栓を付けたらどうだ」と言われました。確かに音がうるさいので考えなくてはいけない問題だと思います。また今年の8月には余命一月と診断を受けたホスピスに入院されている利用者様のカットを友人から頼まれました。個室でしたので「すいこ〜ム」を使い施術させていただきました。この2つを通して感じたことは、掃除機の音、スイッチが手元であればその都度ON・OFFができること、リュックサックのように背中に背負うことができれば小回りが利きます。掃除機の風が出なければ部屋の空気も汚れない某ダイソンのような、利用者様の負担はもっと少なく出来たかと思えます。こういうニーズを満たすクオリティの高い掃除機が欲しいと節に思いました。

平成23年8月登録美容師の集いに参加させていただいたとき、中盤に差し掛かったころ「質問のある方どうぞ」私は手を挙げボランティア活動をしている事を話させていただきました。興味を持たれた先生方がプライベートサロンに参加してくださいました。また、平成25年10月頃から他の先生方も参加していただいております、この3年間で25名の先生方が参加してくださいました。同じ志を持つ先生方と共にボランティア活動が出来た事は財産になりました。

当初の荷物置き場は3階の事務室の奥にある2帖程で小さな机があるお部屋でしたが、現在はボランティアさん専用の6帖のお部屋でロッカーもあります。今では、コーヒーを出していただいたり、大きな会議室も使用していただいたりしています。「すいこ〜ム」も置いていただけるようになり、遠方から来られる先生方もシザー1つで参加できるようになりました。今回、タイミングよく4月に施設のほうでボランティア保険に私を含め7名加入することができました。

### <実践報告 ③>

私の希望は、山野学苑公開講座「美容福祉」技術講習を修了された 1,600 名の先生方に練習できる環境を充実してほしいこと、しっかりしたバックボーンの NPO 全国介護美容福祉協会にしてほしいこと、そして、登録美容師が美容師免許と同じように国から認定が受けられるようになることです。こういった環境を作って下さることを願っています。

本日は皆様に私の活動報告をするきっかけを与えていただき大変感謝いたします。ありがとうございました。

## 地域アクティビティ VOL.3 ～ユニバーサルファッション展

山下 玲子（やました・れいこ）美容室エポック NPO 登録美容師  
西尾 栄次（にしお・えいじ）美容室ヘアレスト

NPO 全国介護美容福祉協会理事

神崎 充代（かんざき・みちよ）美容室ヘアレスト NPO 登録美容師  
早川 武（はやかわ・たけし）ヘアアップス NPO 登録美容師  
早川 由美（はやかわ・ゆみ）ヘアアップス NPO 登録美容師

### はじめに：

2014年7月27日（日）10時～16時、愛知県一宮市が総力を上げて「第59回織物感謝祭・一宮七夕まつり」を開催しました。その一環として私達は、一宮市市民支援センターで以下の活動を展開しました。

（2013年の同イベントの様子は、第13回日本美容福祉学会誌 59頁参照）

### ユニバーサルファッション展：

市の盛大な祭りで、しかも市民支援センターの年間を通じて大きなイベントでもあることから、一昨年より繋がりのお出来た愛知県立一宮支援学校と地元繊維企業の方々に協力を頂き福祉美容としての創造プロジェクトを考案しました。



#### 1) コンセプト

一宮七夕まつりにおいて、地域の方々との交流や連携の様子を発信することによって、ユニバーサルファッションへの理解が広がり、障がいのある方が、おしゃれで着心地の良い服を着て、積極的に街に出掛けていける、そんな機会が増えたら嬉しいという思いを込め、地域とともに育てている活動を多くの市民の方々に知って頂くと同時に、ユニバーサル

ファッションや小物・自助具等を日常生活に取り入れた QOL の向上に繋がることを願い、容易に取り組める内容を実践しました。

#### 2) ヘアアレンジ体験

七夕まつりを楽しむ中で、崩れたヘア・着付けのお直しブースであると同時に、来所下さった方に直接ヘアアレンジが体験出来るブースも用意しました。

#### 3) 髪留めシュシュのクラフト体験

### 髪留めシュシュのクラフト体験



4) みんなプロジェクト（以下「みんプロ」という）愛知県立一宮支援学校（職員・保護者・生徒たちと地元の繊維関連機関や企業の方々が連携し、子供たちが活用できる衣服や小物をみんなで作り上げる取り組み）で仕上がった服・小物・活動パネル・生地展示を行いました。

### 準備と当日：

1) 前項を軸とし、広告(2,000枚)作成し、今年で7年目の「みんプロ」の冊子デザインとコラボしての告知広告を作成し、市民支援センター、市役所、各庁舎、愛知県立一宮支援学校、協力下さった繊維企業、市民の方に配布しました。

尾州巻



## 2) 「みんなプロ」

7年の歩みのパネルと作品を愛知県立支援学校よりお借りし展示。当日の搬入→展示→撤収を職員の方に担当して頂き、作品作りの過程や工夫点の説明は職員・保護者の方に担当して頂きました。

## 3) クラフト体験

クラフト体験の使用作成に要する生地は繊維会社の方が、糸についても、好きな糸を選択して生地に仕立てて下さり、似合いそうな生地の種類を沢山、提供して下さいました。

### クラフト体験—「自助具」として：

自助具とは、様々な理由により日常生活で困難のある動作を可能な限り、自分自身で出来るように補助し工夫された道具の事です。(第13回日本美容福祉学会誌 64号参照)

山野美容芸術短期大学の学生さんの取り組みで、日本美容福祉学会学術集会において実践報告された事例をもとに、上肢機能が低下した方の為の「髪留めシュシュ」を引用させて頂いたと同時に準備する段階で私達もカスタマイズし、併せて「ストローシュシュ」を提案しました。

クラフト体験する時間のない方や来所頂いた方へのお持ち帰り用の分を可能な限り作成し準備しました。「みんなプロ」で繋がりのできた裁縫が得意な保護者様や去年、ユニバーサルファッションショーのモデルにも協力して下さいました支援学校卒業生の横井さん。横井さんは体幹が弱く自分では支えられない身体ですが、自分の力で動かせるミシンを持った裁縫が好きな女性です。今回お話ししたら2つ返事で協力して下さいました。

保護者様曰く「この子達は、卒業してからの人生の方が長いよね、でも社会と関わる機会を引き続き与えて下さってとても感謝しています」と言って下さいました。

この作成準備段階が私達にとっても一苦労した大変な部分だったので大変助かりました。

## 基本形のシュシュ



巾着シュシュの作り方

材料 生地 14×23cm ゴム120cm (60cm×2本)  
 (見た目を考えると丸いカラーゴムがよいですが最もすべりがよいのは白い平らなゴムです)  
 リング 2個 (輪になっていて指が入ればどんなタイプでもOK  
 ピーズ専門店などにはかわいいものがたくさんあります)  
 ・布の短い方は掛、代を5mmで折って端ミシンをかける



参加者の一人 A 様[28歳]は、サロンのお客様です。小児麻痺により車椅子生活で上肢の稼働域にも制限があり、左手は、大丈夫ですが右手の握力が弱い状態です。基本形のシュシュを作成し使用して頂いたところ、

- ・リングが動き使用しづらい
- ・ゴムの結び目が出てきてしまうのが嫌
- ・結んであるシュシュが緩んでくる
- ・かた結びがしたい

——といった貴重なアドバイスを頂き、お蔭様で、基本形のシュシュから

- ・リングの動きを止める為に球を付ける
- ・シュシュの口をしぼめる

——場合によっては、稼働域などに制限がありますが、リング前の球を移動することにより簡単に固定することが可能となりました。多くのアドバイスに基づきカスタマイズが出来、ストローシュシュを作成するきっかけにもなりました。A 様御本人も自分でヘアアレンジが出来ると喜んで頂きました。

## シュシュのカスタマイズ



クラフト体験と併せて「ターバン風キャップ」を展示しました。薄毛・脱毛等を気にする事なく、思い

## <実践報告 ④>

悩むとき気軽にお洒落っぽく被れるのと、3つのポイントを知っておくだけで簡単に作成でき、メンタルの部分でも自助具となりうるからです。1つはウィックに被せて展示し、2つは手に触って頂けるよう展示しました。素材もウール・綿・シルクと3パターンを用意しました。



これらの五感に触れたファッション展は、老若男女・障がい・年齢問わず大盛況でしたし、アンケートと共に沢山の声を聴く事も出来ました。

また、視察に見えた、協力下さった繊維会社の社長が福祉関連の企業を紹介して下さい、障がい者の絵を使用しての広告業の経営者、支援学校新任教員、社会福祉協議会、福祉系職に携わる方、山野学苑短美容芸術短期大学の先生、NPO 全国介護美容福祉協会事務局の村木先生等々、多くの方々の来所から、これからの超高齢社会に向けて福祉の中に美容は不可欠なものになっている事も確信出来ました。

### 自助具のエビデンスとして：

#### 1) 「みんプロ」

・高齢者、介護利用者の方にも、取り入れが可能な要素が十分ある。

・生地・素材がいい（繊維の街だけあり、抗菌・防水・収縮等にも自信を持った素材である事は匠の技である事を感じた）。

#### 2) 「ターバンキャップ」

・普通にターバンするだけでは後頭部の膨らみがなくどうすればよいのか迷っていたがポイントを覚えれば簡単

・ウィックや付け毛の上にターバンキャップを被る事で自毛のように見せられるのが良い

#### 3) 「シュシュ」

・作成が簡単・可愛い  
・便利  
・作り方・存在・使い方を知らなかった  
・シュシュの作成が手先や指先のリハビリになる  
ハンデをお持ちの方以外でも  
・自分で手を返してシュシュで髪を止められない小さなお子様にはお風呂・プール上がりに自分で髪を結べる

・市販のシュシュを長時間すると「結び目が痛い」とか「頭が痛くなる」と言われた方はこのシュシュは痛くないとのお声を頂きユニバーサルデザインの要素を感じました。

愛知県立一宮特別支援学校の父母の会・地元小学校のPTAの作品展・地元社会福祉協議会にてシュシュ制作・発表の依頼があり地域に広がりを見せております。

また、一宮市のユニバーサルファッション展とは別に10月18日(土)埼玉県国立障害者リハビリステーションセンターでは、「国リハコレクション2014・いつでもおしゃれに！」をテーマにユニバーサルファッションが開催されました。その中のブースにNPO 全国介護美容福祉協会として取り組んでいる「ユニバーサルファッション」を目白大学とのコラボで参加しました。こちらでも「髪留めシュシュ」は、見学者から多くの興味を示して頂き、企業や一般の方で人気のユニバーサルだという事を再確認できました。

### NPO全国介護美容福祉協会・目白大学



「国リハコレクション2014・いつでもおしゃれに！」の展示

### おわりに

今年で3年目の地域アクティビティですが、昨年が増えて何処に障がいを持った方でも、綺麗になる事や安心できる人、場所、物等があれば喜びを感じる事が出来るのだということを改めて学びました。健常者も分かりです。

美道五大原則（髪・顔・装い・精神美・健康美）全ての施術が出来るのは美容師です。

## <実践報告 ④>

施術する事でストレスの解消・減少・軽減に繋がります。また、相手の事を思いやる心を経験とスキルアップで培っているのも美容師であり、老若男女・健常・障がい・年齢を問わず、安心・安全に行動できQOLを高める担い手になれるのは私達「福祉美容師」です。

福祉美容師は「どこでも」「誰でも」に対応できるオールラウンド美容師です。その私達が産学官民と連携する事で地元での広がりも大きなものと成しえます。福祉美容師冥利を強く実感した地域アクティビティでした。

### ※ご協力を頂いたみなさん

一宮市民支援センター

愛知県立一宮支援学校

「みんプロ」に関わる愛知県立一宮支援学校及び生徒・保護者様（卒業生含）

愛知県立一宮支援学校及び生徒・保護者様（卒業生含む）

あいち産業科学技術総合センター

公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター

繊維会社（ササキセルム株）（株ナイガイ）  
（株近藤）

### ○自助具に関して

山野美容芸術短期大学・大西典子先生

目白大学短期大学部生活科学・大野淑子先生

山野美容芸術短期大学非常勤講師・佐野美恵子先生

### ○広告に関して

学校法人山野学苑事務局

### ○NPO チーム NOBAI

地元で活動する NPO 全国介護理美容福祉協会登録美容師・福祉美容師（13名（受講中1名含））で結成したチーム

# 愛知県の施設における美容福祉活動

夏目 久枝（なつめ・ひさえ）美容室トゥルベール・NPO 登録美容師

## はじめに：

私は、愛知県蒲郡市で、美容室を初めて 27 年、訪問美容を初めて 15 年になります。訪問美容を始めたきっかけは、実家にいる私の祖父が、自宅で寝たきりになり、デイサービスを週 2～3 日利用してました。ある日「デイサービスに行くから、カットに来てほしい」と言われたのがきっかけでした。

今は、施設 8 件、在宅 20 件程伺わせていただいております。多くの経験があるほうではないのですが、私なりに試行錯誤して続けてまいりました訪問美容について報告させていただきます。

訪問美容もいろいろな方法がありますので、今から訪問美容をされる方には、あくまでも「こんな方法もあるんだ」と、参考にしていただけましたら幸いです。

## 私の訪問美容に対する姿勢：

### ①施設への参入の仕方

\*まずは、電話でアポを取ります。

\*名刺・料金表・他の施設の表

月	火	水	木	金
E	A	G		C
	B	H		
A		A	C	G
F		B	D	H
E		C	A	
			B	
	C			A
	D			B

この様な表を作って新しい施設に持って行きます。参入させてもらえそうな時はこれを見せて、他の施設では月 2～4 回利用してもらっていることをアピールして回数を入れてもらいます。NPO 全国介護美容福祉協会に所属していることを強調しても良いと思います。それによって、美容に詳しく無い方でも山野愛子先生を知らない方はいないと思うので、信用性が有ると同時に、皆さんも責任感がもてると

思います。

毎年、年末には、来年の一年間の予定表のカレンダーを作成して各施設に届けてます。そうする事で、施設側も予定がたてやすいと思います。

### ②在宅へのアピールの仕方

まずは、社会福祉協議会への挨拶と介護支援事業所への挨拶です。すぐに施設・デイサービスに入なくても挨拶して置くことで、ケアマネージャーやヘルパーさん達が利用者さんから、「髪の毛切りたいのだけど」と言われた時思い出してもらえるのです。そこからの依頼は結構多いのです。後は、美容室のお客様に在宅に行った時の話を紹介して「寝たきりのお年寄りはおしゃれですので、訪問美容をやっています」とアピールします。

後は、タウンページへの掲載です。

ジャンル＝「介護」「介護のお店」

業種＝ 「訪問理美容」

地域＝ 「蒲郡」

無料で掲載されます。美容室と介護の訪問理美容の 2 か所に載せてもらう事でどこかで、目に付くと思います。今はタウンページもネットにも載っているので山野の訪問美容のホームページに載せて居る方もぜひ試してみてください。

今は、在宅で行っても電話を携帯に転送出来るので、気楽に出られます。

### ③施設スタッフ・ヘルパーさんとの連携による利用者様の身守りについて

#### 【施設】

カットされる方の名前を毎回書き出して置いてもらいます。たまに予約の入って無い方が、来る事があるので、来た方にお名前を聞いて名簿にあるか、確認してからカットに入ります。カットの長さも本人に確認して良いものか、スタッフに聞いてから実施します。だいたい 1 人、10 分前後でカットしますので、1 時間～2 時間で終わる予定で行なってます。施設のカットした髪の毛は、下に落として一人終わるたびにほうきで掃いてすみに寄せて置き、最後に新聞紙にくるんで持ち帰り、床は、掃除機を借りてかけ、クイックルワイパーをかけて来ます。

施設へ行った時は、利用者の名前と担当者の名前

を書いて来ます。1か月ごとにまとめて置く事で、チェックカットの時、前回の担当がすぐわかるようにしています。

#### 【在宅】

そのお宅に合った場所を考え、玄関だったり、廊下だったりですが、カバンは出来るだけ、部屋の外に置いて、必要な道具（ハサミ・トリマー・クロスなど）を持って部屋に入ります。部屋の中までカバンを持って行かない理由は、利用者が認知症だったりすると、部屋の物をカバンに入れて持って行かれたと思われるので、私はこれしか持って無い事を見せれば、疑われる事がないと思います。

また和室の時もありますが、在宅はクロスの上にアイデア商品で買ってきた UOF クロスをつけて、下に落とさないようにカットをして、終わったらそのままゴミ袋に入れて、カットクロスも下からたぐり上げてゴミ袋に入れて、持ちかえります。首に巻くタオルは、布を使わず、ペーパータオルを使っています。

#### ④利用者の身体状態に合わせた商品の選択方法について

サロンのお客様も訪問美容の利用者も同じですが、最近では肌の弱い方が増えているので、毛染め・パーマ液の選び方もですが、塗布の仕方や、今は薬液の刺激をやわらげるさまざまな付属の物も出るので、その方の身体の状態を考えて自分なりに選んで施術させていただいています。

15年前サロンのお客様が、ヘアカラーの放置時間に意識を失い泡をふきました。救急車を呼んだのですが、アナフィラキシーショックでした。薬品によるアレルギー症状のひとつで、急激な血圧の低下により意識を失なわれてしまいました。これはとても危険な状態です。ただ寝てると思って声をかけないのではなく、まめに声をかけて起こす事の重要性を実感しました。

#### ⑤安心・安全性を保持するための消毒の方法&感染症予防対策について（技術者の身の守り方）

タオルはペーパータオルを使用します。ペーパータオルは、毎回洗濯してアイロンをかける事で、熱消毒になります。もう10年以上使っていますが、破れず使えています。他の道具に関しては、ハサミは、コットンに消毒液を染み込ませた物を持参して拭き、後のブラシ・トリマーなどは、赤外線消毒機に入れます。

感染症と一言で、言っても風邪からインフルエンザ、エイズなどさまざまですが、まず事前に施設ス

タッフに感染のうたがいのある方は、最後にしてもらい、クロスの上に、使い捨てクロスをかけ、終わったら捨てるようにしています。

技術者もマスクはもちろん、感染者のカットに入った時には、何処にも寄らず帰ったらすぐ着替えませす。後は手洗いとうがいです。

#### 訪問美容を始めて気が付いた事：

私は、訪問美容を始めて、認知症ヘルパーの講習を受け、この15年で約1000人以上のお年寄りと接して来ました。実践を通じて最近すごく感じる事は、「訪問で気をつける事は、美容室でも同じ事が言える」という事です。

たとえば、足元が見にくいので、カットが終わったらお客様を誘導する。前にカットした毛を掃いて足元が滑らないようにするとか、パーマ・カラーの放置時間は、出来るだけお声かけをしてあげて、地肌がしみないか聞いてあげたり、また待ち時間にサロンでは、お茶とお菓子を出してるのですが、糖尿病などが無いかを聞いて、もしある方はお茶だけにして置くなど、訪問美容でお年よりに接してなければ気がつかなかった事です。

逆に在宅に行くと、お茶とお菓子を出して頂く事もあるのですが、私は、お茶だけ頂いてお菓子はその場所では食べません。以前出されたお饅頭が腐っていた事がありました。ご家族の方は親切で出してくれるので、それ以降は、「家の子供が、このお菓子好きなので、もらっていくね」と言って、持って帰って来て、大丈夫だったら、頂きます。

後は、お金の頂き方です。美容室に来る方でもマダラ呆けの方などは、その値段はどのお札を出したら良いのか分からない事もあるのですが、認知症ヘルパーの講習を受講しましたので、お手伝いしてあげる事も出来るようになりました。在宅で、肩麻痺の方の場合は、お釣りを渡す時にお札をしまうまで、小銭を渡すのを待つ事です。そうするとご自分で、お金をしまう事が出来ます。このような、経験も皆さんは、感じていると思います。

また、最近では、私の美容室が訪問美容をやっていることを調べたり人から聞いて、認知症の方や車いすの方が、美容室の方へ、来て頂けるようになってきたのが私としては、すごくうれしい傾向です。

今後の目標としては、美容室は娘に任せて、自分は訪問美容専門で行きたいと思っています。

## 認知症予防分野の場の創造

杉本 剛英（すぎもと・たけひで） NPO 全国介護美容福祉協会理事  
佐野美恵子（さの・みえこ） NPO 全国介護美容福祉協会理事  
田嶋 順子（たじま・じゅんこ） 山野美容芸術短期大学  
大西 典子（おおにし・のりこ） 山野美容芸術短期大学

### 目的：

65 歳以上の高齢者のうち認知症の人が 2012 年時点で約 462 万人、認知症の可能性のある軽度認知症の人も約 400 万人と厚生労働省研究班より報告されている。つまり 65 歳以上の高齢者の 4 人に 1 人が認知症かその予備軍となっている。八王子市も高齢者の比率が、全人口の 21% となり、超高齢社会に突入している。そして当然ながら地域にも認知症高齢者やその予備軍の方たちもいっしょに、地域に根差したわたくしたち理容室・美容室のお客様の中には、そういった方やその家族もいっしょになるようになった。

理・美容室が今後、地域の方たちの認知症予防や認知症の方への対応を考えていくことは顧客拡大ばかりではなく地域貢献的な意味からも重要となっていると思われる。地域に根差し、さまざまなお客様に対応していける美容福祉の認知症予防に係る場の創造として、3つの取り組みを報告する。

### 方法と結果：

#### 1 認知症サポーターのいる美容室について

現在、八王子市の美容師に認知症サポーターの講習を受講することを進めている。受講後オレンジリングとともに店舗用ステッカーが市から配布されている。これにより市と連携し、認知症の方も安心して利用できる美容室づくりを推進している。また、実際に認知症高齢者と家族が来店される機会も増えており、具体的に対応していくための様々な機関との連携と人材育成を進めていく仕組みづくりの必要性が高まってきている。

こういったことは、八王子市だけにとどまらず他府県の NPO 登録美容師も感じており、現場の具体的な対応の仕方とモチベーション維持の方法など、より具体的に検討する場を作っていくことも重要で

あると思われる。そのため山野学苑と連携し人材育成や研修を行える仕組みを全国に発信していきたいと考えている。



#### 2 美容室のオレンジカフェ的活用

厚生労働省によるオレンジプランの中に「地域での日常生活・家族の支援の強化」という政策課題が掲げられている。その中に、認知症の方や家族、また地域の人たちが集える「オレンジカフェ」を推進している。このオレンジカフェ的な、地域の交流の場としての美容室の利用について取り組んだ。

美容室の定休日を利用し、近所にいっしょに映画資料研究家（83 歳）の協力を得て、昔懐かしい映画資料展を店舗で開催した。近隣の映画ファンの高齢者が多く集まり、懐かしいポスターなどを前に楽しそうにおしゃべりされていた。来店された高齢者の交流の機会にもなったが、資料提供いただいた高齢者自身も社会貢献意識が高められていた。このように地域の高齢者の中には様々な経験や能力を持っている人たちがいるため、こういった人の力を引きだし、提供の場として美容室が有効利用できると考えている。



### 認知症施策5カ年計画(オレンジプラン)

1. 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
2. 早期診断・早期対応
3. 地域での生活を支える医療サービスの構築
4. 地域での生活を支える介護サービスの構築
5. 地域での日常生活・家族の支援の強化
6. 若年性認知症施策の強化
7. 医療・介護サービスを担う人材の育成

### 3 訪問美容と回想法的コミュニケーションについて

2で紹介した、展示会の招待ハガキを作成した。訪問美容時に、懐かしい映画のポスターを印刷したはがきを何枚か見ていただきながらコミュニケーションをとったところ、お客様の良い反応が見られた。美容サービスとともに、こういったものを持参することで回想法的(懐かしい過去を語り合う)かわりもできると考えている。

### 考察：

美容室は、多くの人にとって生活の一部である。また、美容行為は、人の肌に触れ笑顔で接する。そのうえ高齢者になっても定期的に安心して利用できる外出先ともなる。つまり、このような美容師や美容室の在り方が、特に認知症予防のために、成人期から生活習慣を考えていく、1次予防としての取り組みにかかわっていけるのではないかと考えている。

### 倫理的配慮：

事前に本人の了解を得ている。

# 医療用帽子・簡単着脱式髪付き帽子「ウィッシングキャップ」

伊佐 美佐 (いさ・みさ)

(有) ISAMISA デザインスタジオ代表

## 医療用帽子「ウィッシングキャップ」は 抗がん剤治療を経験した私がついています

◇私は 41 歳の時に「がん」になり抗がん治療を受け、ほとんどの髪を失いました。

◇その時いろいろな帽子を探しましたが、季節は秋から冬。店頭には防寒タイプの帽子しかなく、デザインも外出用のものばかり。それでも必要に迫られて 24 時間帽子をかぶっている私は暖房のきいた室内では暑すぎて熱が出たり汗をかいて不快だったり・・・。  
やがて、もみあげや眉毛も抜け、気分もブルー。



◇誰に見られているわけでもないのに人の視線が気になり、気分も滅入って心も身体も不自由でした。

◇「これって病気の治療に大いに影響がある！」  
と実感しました。



## 帽子に髪が付いたら！

◇ウィッグをずっとかぶっていると汗や頭痛に悩まされて辛い。かといって帽子だけだと生え際が気になる。どちらの悩みも解消できたら…。

◇部屋の中でかぶりやすく快適な帽子ができないだろうか…。

◇そうだ、帽子自体に取り外しができる髪の毛が付けられたら、心にも身体に心地いいのでは！？

◇試行錯誤を繰り返し、安心して毎日が快適に過ごせるよう、脱着可能な「髪の毛付き帽子」ができあがったのです。

## ウィッシングキャップの特徴 (特許第 4548648 号)

◇かつらに替わる「髪付き帽子」です。

◇「帽子」に「付け髪」を取り付けることで自然に帽子をかぶっているように見えます。

◇帽子とヘアスタイルの種類は豊富にあり、組み合わせは自由自在です。

◇子どもから大人まで使用でき、帽子は治療後にもそのままかぶることができます。

■ホームページ: <http://wishing-cap.com/>

◇主にカタログやネットショップでの通信販売を行っています。詳細は HP をご覧ください。

## たんなる帽子でもウィッグでもない

「ウィッシングキャップ」の独自の工夫がこれ！ (特許第 4548648 号)

### ■帽子は、すべて肌を守る安心二重構造

- ◇付け髪が直接肌に触れないので不快感がありません。
- ◇帽子は汗を吸収し、洗濯できるので頭部を清潔に保ちます。



### ■スナップでカンタン

- ◇付け髪は、帽子にスナップで簡単に取り外しできます。
- ◇付け髪は、テープ状でトップ（頭頂）部分に髪の毛が無いので、ムレや締め付け感から解放されます。



### ■サイズ調節機能付きでズレない！脱げない！

- ◇脱毛により、頭回りのサイズは3～5 cm 小さくなります。
- ◇帽子は、脱毛のプロセスに応じてサイズ調整でき、治療が終わり自毛回復後もかぶれます。



### ■取り扱いがとっても簡単！

- ◇「手がしびれる」などの治療の副作用にも取扱いが簡単なので安心です。



### ■蒸れずに快適！肌にやさしい！痛くない！

◇治療により、肌が敏感になることが多いので、細部の縫製にもこだわり、肌触りも快適です。



- 縫い代は赤ちゃんの肌着と同じ仕様
- 帽子裏側は縫い目が表裏が肌に直接あたらない縫製
- 製品タグも内側に
- 帽子は伸縮性が高い素材だから柔らかフィット！優しく頭を包み込みます。肌ざわりのよい高品質素材を使用。

### ■とても自然に見えます！

◇ヘアスタイルはショート・セミロング・ロング前髪など7種類、ヘアカラーも3種類あります。

◇帽子も室内用・外出用・冠婚葬祭用など豊富なラインナップがあります。

◇「付け髪」×「帽子」の組み合わせは自由自在！

◇ウィッシングキャップの組み合わせの一例です。

◇HPにも多数掲載しています。

詳細は <http://wishing-cap.com/> をご覧ください。



### ■ヘアスタイルのアレンジ自在

◇髪の長さは好みに合わせてカットできます。

◇美容室でのフィッティングや美容師によるカットで、さらに自然なヘアスタイルも実現できます。

### 自然なスタイルがつけられます



- ナチュラルなフェイスライン  
気になるもみあげ部分をしっかりカバー&フィット。もみあげラインがいかに自然であるかで印象が決まります。
- 自分で簡単にカット  
髪の長さは好みに合わせてカットできます。
- 美容室でも…  
美容師によるカットで、さらに自然に。



※帽子のデザインによって付け髪の見え方が多少変わります。

## 【主な活動】

- ◇2005年「ウィッシングキャップ」販売開始
- ◇日本がん看護学会学術集会 第19、27回 2回出展
- ◇日本乳癌学会学術総会 第21,22回 2回出展
- ◇国際医療福祉機器展 HCR 2006・2009・2010・2011 4回出展
- ◇医療の質・安全学会学術集会 第2回・第3回「私たちの活動展」 2回出展 他

## 【公的機関による認定】

- ◇神奈川県リハビリテーション支援センターにより
  - ・「福祉機器評価・モニター事業」に認定され神奈川県立がんセンターにてモニターを実施
- ◇(財)東京都中小企業振興公社により
  - ・中小企業ニューマーケット開拓支援対象商品
  - ・市場開拓助成事業認定商品
- ◇東京都により
  - ・平成23年度 東京都トライアル発注認定商品

## 【主なメディア掲載】

- ・NHKニュース「NHK おはよう日本」
- ・テレビ東京「生きるを伝える」
- ・毎日新聞「暮らしナビ福祉」他、新聞各紙
- ・専門誌「がんサポート」がんと生きる
- ・専門誌「がん患者の在宅療養サポートブック」 (株)日本看護協会出版会 他

## 【今後に向けて】

- ◇外見の変化による患者の精神的ダメージは大きく、少なからず治療に影響するというのが私の実感です。がん治療だけでなく脱毛症など他の疾病などにおいても、外見のケアはより重要になると思います。
- ◇ウィッシングキャップは、患者本人が簡単に扱えるのが最大のメリットです。
- ◇現状は、主に病院に設置いただいているカタログやインターネットでの通信販売を行っていますが、手にとって試着したいという患者さんの要望も多く寄せられています。
- ◇今後は、美容院などでも気軽に会えるような機会を増やし、美容師の方々とネットワークができるような活動にも取り組んでいきたいと考えています。
- ◇長年アパレル企業で婦人服の企画デザインに携わってきたスキルと患者としての体験をもとに、今後も、がんサバイバーの一人として、患者のQOL向上の一助になるよう活動を続けてまいります。

## 外見ケアにおけるウィッグの製作法

下家由起子（しもいえ・ゆきこ）山野美容芸術短期大学

### はじめに：

人は皆人生のうえで様々な行事を迎える。入学式・卒業式、成人式などの通過儀礼、そして結婚式。そのようななかでいかにその人らしく満足 of いくデザイン・演出をするか。それは健康な人のみならず、そうでない方や老若男女を問わない、皆が持つであろう希望である。

そのライフイベントのデザインを行う際、美容の技術はなくてはならないものである。しかしすべての人が同じ条件であるとは限らない。たとえばがん治療のために脱毛や皮膚の変色、爪の変形などといった様々な外見の変化に対し、どのように対応していくか。ヘアスタイルを一つの例に取り上げる。

### 事例報告：

がん専門病院のスタッフの依頼により、20代の患者さんの結婚式、10代の患者さんの成人式（写真撮り）のウィッグ制作を行うことになった。その制作背景、方法、ポイントを報告する。

### 研究の方法と内容：

#### I. 20代女性（写真I-1・2）

結婚式のヘア

お色直しあり。2種類のアップスタイル。

- ①お客様のスタイルのご希望を伺う。（ブライダルカタログを見てのカウンセリング）
- ②ご希望、スタイルに合ったウィッグの選定（市販のヘアウィッグの購入）
- ③ウィッグ制作（短大内）
- ④試着（病院内、通院時に合わせる）
- ⑤直し（本番へ）

#### II. 10代女性（写真II-1・2）

成人式（写真撮り）のヘア

2種類のアップスタイル希望

- ①お客様のスタイルのご希望を伺う。（インターネットのヘアスタイル集など）
- ②ご希望、スタイルに合ったウィッグの選定（も

ともとお持ちのヘアウィッグ、美容材料屋さんのファッションウィッグ）

③ウィッグ制作（短大内）

④ウィッグ試着と直し（病院内）

⑤ウィッグ提供（後日撮影のため、ウィッグを持って帰り帰宅）

### 制作する上で工夫した点：

ヘアスタイルやライフスタイルなどその方に合わせた違いがあるが、おもな共通点をあげる。

①後れ毛がない方でも自然に見えるように、フェイス回りの上げ方をややゆるめに上げ、セニングシザーズで数本後れ毛を作る。

②ウィッグのメーカー、種類により髪の毛の植え方が違い、植えられているネット部の伸縮具合も異なる。装着したときにピンなどが頭皮に当たって負担がないようにピンの形状と、ピンを留める方向に留意した。

③ウィッグの特性上、ボリュームを作る際にはすき毛を利用。また、すき毛の使用はスタイルのピンを留めるうえでの土台となる。

身体に負担が無く、見た目も自然に見えることが一番大切である。

### 結論：

ライフイベントにおいて、がん患者に限らず、病気で外見に自信のない方など、それを諦めるのではなく、いかに外見をケア、その人らしくデザインをして、成人式、結婚式という一生に一度の場に参加するか。そこに美容の力が大きく働くことは言うまでもない。

今回、一つの例としてウィッグ制作を挙げた。ウィッグとは近年、これまでの単なる「被り物」「かつら」という概念から、ファッション性を持ったものとして日常に浸透してきている。そういった背景もあり、ウィッグの使用も外見ケアに役立ち、また美容師の技術を活かされる美容福祉の「ライフデザイン」のひとつとなるだろう。

写真 I - 1



写真 II - 1



写真 I - 2



写真 II - 2



<資料>

## 一般社団法人・日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績

### ◆日本美容福祉学会設立総会

1999(平成11)年11月11日

日本外国特派員協会(東京・有楽町)

#### 「日本美容福祉学会」設立趣意書

我が国の生活水準は、第2次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質(Quality of Life=QOL)の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性

豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われま

す。  
今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

#### 【設立発起人】(カッコ内は当時の所属)

大島恭二(東洋英和女学院教授)岡本民夫(同志社大学教授)古野谷亘(聖学院大学教授)大坊郁夫(北星学園大学)西坂才子(スリムビューティハウス)野坂勉(大正大学教授)原田克己(大妻女子大学教授)丸山欣哉(宮城学院女子大学教授)米山岳広(武蔵野女子学院大学助教授)星野卓雄(東京テミス法律事務所)堀部美行(堀部モードインターナショナル代表)新藤アイ(山野流着装宗伝)福渡靖(山野美容芸術短期大学教授)山野愛子(山野美容芸術短期大学教授)渡辺聰子(山野美容芸術短期大学教授)多田正明(山野学苑秘書室長)三宅政志公(山野美容専門学校事務局長)福島清(山野美容芸術短期大学事務局長)



### ◆第1回学術集会

2001(平成13)年4月28日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

#### 《テーマ》

『福祉』と『おしゃれ』21世紀…介護の視点から

#### <講演>

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」  
塩原正一(日本美容福祉学会会長)

#### <シンポジウム>

「21世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』と『身だしなみ』美容の役割」

◇装いの立場から=渡辺聡子(山野美容芸術短期大学教授)  
◇住居の立場から=辻育美(福祉住環境コーディネーター)  
◇化粧品心理の立場から=日比野英子(山野美容芸術短期大学助教授)  
◇福祉文化の立場から=小林博(茨城キリスト教大学教授)  
◇医療施設の立場から=桑田美代子(青梅慶友病院看護・介護開発室長)  
◇福祉施設の立場から=江國泰介(知的障害者施設「入道雲」施設長)  
<エキジビション>

「車イス利用者の和装着付け・ヘア&メイク

#### <ワークショップ>

講習「車イス利用者の和装着付け」

### ◆第2回学術集会

2002(平成14)年10月20日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

#### 《テーマ》

「美容福祉の可能性」

#### <講演>

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

#### <エキジビション>

「高齢者の美容」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学教授)、  
及川麻衣子(山野美容芸術短期大学講師)

#### <特別講演>

「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」  
樋口恵子(東京家政大学教授)

#### <シンポジウム>

「美容福祉の可能性=現場からの提言」座長=佐藤林正  
(九州看護福祉大学教授) ◇精神科病院に美容室を開設して=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士)  
◇老人施設におけるコスメティック・セラピー=原千恵子(山野美容芸術短期大学助教授) ◇色彩からのアプローチ=南涼子(カラー・コンサルタント)

#### <ワークショップ>

「高齢者のハンドケア=ネイルケアやハンドマッサージの方法」

### ◆第3回学術集会

2003(平成15)年11月2日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

#### 《テーマ》

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」

#### <講演>

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SACの概念」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

#### <一般演題発表>

①福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A社会法人での調査から」足立香織②「高齢者に対する美容調査」後藤智之他③「痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から」原千恵子④「昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性」伊藤麻衣子他⑤「高齢者施設における美容福祉の実際—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告」木谷佳子⑥「頭スッキリ体操でリフレッシュ—創造的なプログラムにとりかかる前に」高木弘⑦「介護における色彩の活用と実践」南涼子⑧「在宅ケアとSelf Art Care」平尾良雄他

#### <特別講演>

「生きるほど美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長、「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

#### <シンポジウム>

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」座長=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院) ◇音楽療法の立場から=唐澤清美(音楽療法士) ◇コミュニケーション・インストラクターの立場から=島吉琴子(コミュニケーション・インストラクター) 仁野衣子(コミュニケーション・アドバイザー) ◇アロマセラピーの立場から=安珠(アロマセラピスト)

### ◆第4回学術集会

2005(平成17)年1月25日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

#### 《テーマ》

「生きるほど美しく……美容福祉のこころ」=2005新春セミナー

#### <講演①>

「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌(社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事)

#### <講演②>

「施設内理美容室エリザベートについて」鈴木長治(医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事)

#### <講演③>

「心理学から見た美容福祉」原千恵子(東京福祉大学大学院教授)

＜パネルディスカッション＞

「訪問美容奮戦記—NPO全国介護美容福祉協会登録美容師」佐野美恵子（在宅訪問）／加納静江（府中療育センター）／伊藤雅美（ケアテル猪苗代）／鈴木いづみ（ケアテル猪苗代）／杉本剛英（多摩永山病院）／村木代志美（多摩永山病院）／有村亜紀子（多摩永山病院）

＜まとめ＞  
「これからの訪問美容に期待すること」＝佐藤典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー

#### ◆第5回学術集会

2005(平成17)年10月23日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 新たな展開」

＜基調講演＞

「今、美容福祉が求められている」一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期大学客員教授

＜シンポジウム＞

「今、美容福祉がもとめられている」◇社会福祉研究者の立場から＝一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授）◇私たちが求めている美容福祉＝上山のり子（駿台トラベル&ホテル専門学校講師）◇美容福祉サービスを利用する親の立場から＝坂口幸美（八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員）◇今、美容福祉が求められている＝佐野美恵子（美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師）◇100歳のファッションモデル＝島崎隆太郎（社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長）

＜事例・研究発表＞

〔美容福祉援助理論・障害者の事例部門〕

（座長＝大西典子）

①「美容福祉援助持論仮説Ⅰ」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）②「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅰ」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）③「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅱ」黒田文美、河野誠二（山野美容芸術短期大学）④「精神障害者の共同作業所喫茶R—美容福祉援助活動の実際」西川奈美、及川麻衣子、中嶋理（山野美容芸術短期大学）

〔高齢者等の事例・調査・開発〕

（座長＝濱田清吉）

①「美容福祉技術講習受講生の意識調査」鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）②「美容福祉技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）③『『すいこ〜ム』ができるまで』奥山一成（山野美容芸術短期大学）田爪正気（東海大学健康科学部）④「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」野澤桂子（山野美容芸術短期大学）⑤「高齢者の

ケアプランに美容セラピーを導入」木谷佳子（介護老人保健施設銀の船よこはま）⑥「在宅における訪問美容福祉の役割について」佐野美恵子（NPO 全国介護美容福祉協会美容福祉師）

#### ◆第6回学術集会

2006(平成18)年10月22日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 その理論と実践」

＜特別講演＞

「障害者福祉政策の今日」八代英太・トータル福祉アドバイザー

＜シンポジウム＞

「おしゃれは、生きる楽しみ」◇日比野英子・神戸親和女子大学教授◇木実谷哲史・島田療育センター院長◇芝敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター◇後藤智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士◇久保みち子・美容福祉師◇司会＝中嶋理・山野美容芸術短期大学教授

＜事例・研究発表＞

〔調査・統計：事例障害福祉部門〕

（座長＝濱田清吉、副座長＝黒田文美）

①「技術と心の交流」古山智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）②「本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義—過去5年間における活動集計からの検証」濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）③「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子（東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター）④「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際」黒田文美、山内朝江、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑤「重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫」山内朝江、黒田文美、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑥「きもの文化のバリアフリー」西川奈美、山下牧子、青木和子（山野美容芸術短期大学）⑦「美容福祉援助技術の方法—その計画と進め方、記録について」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）⑧「障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察」岸川皇生（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）⑨「初めての美容福祉活動」荒井裕美（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）⑩「重症心身障害児施設でのボランティア活動、美容福祉演習を行って」高橋萌（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）⑪「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際、事例Ⅰ＜美容室＞」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑫「知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1事例を通して」鈴木里美（ヘアサロンソシエ）濱田清吉（山野

美容芸術短期大学)

〔調査・統計：事例高齢者福祉部門〕

(座長＝中嶋理、副座長＝及川麻衣子)

①「ミチコ・エン(ケアホーム)に見る美容福祉の実践—社会福祉専攻科サンノゼ研修レポート」遠藤まな(山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科) 渡辺聡子(山野美容芸術短期大学) ②「平成15年度美容福祉学科入学学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学) ③「高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察」木谷佳子(介護老人保健施設「銀の舟よこはま」) ④「認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学) 府中市立介護予防推進センター ⑤「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師) ⑥「美容施設による心理的効果—不安感・うつ軽減について」原千恵子(東京福祉大学大学院) 南弥生(シェルブール代表) ⑦「救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査」大西典子、大野淑子、鎌田正純(山野美容芸術短期大学) 林昭宏、平間鈴折(救護施設光華寮) ⑧「美容福祉援助活動の実際—認知症高齢者通所介護施設Nにおけるボランティア活動」黒田文美(山野美容芸術短期大学) ⑨「本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会報告」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年) 美容福祉実践研究会一同 ⑩「美容福祉実践への取り組み」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年) ⑪「美容福祉への第一歩」三国桂輔 ⑫「美容福祉 認知症を知る」山本真希(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)

## ◆第7回学術集会

2007(平成19)年10月27日

山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その現状と課題」

<基調報告>

「福祉施設への美容福祉導入意向調査について」濱田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

<シンポジウム>

「美としあわせの追求」◇医療の立場から＝白澤友裕・Dr. トーム美容医学研究所所長◇福祉施設の立場から＝石井美智子・島田療育センター療育長◇福祉施設の立場から＝西堀理・島田療育センター療育主任◇訪問美容実践者の立場から＝大平千代子・美容福祉師

<事例・研究発表>

〔A 障害者福祉部門〕

(座長＝大西典子、副座長＝武藤祐子)

①「初対面の方に対する情報のあり方」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科美容福祉学科3年) ②「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(八王子福祉園地域支援コーディネーター)及川麻衣子、

濱田清吉(山野美容芸術短期大学) ③重症障害をもつ子への美容福祉援助技術の実際 事例I＝在宅にて」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学) ④「障害者福祉において今後美容福祉に期待するもの」鶴田悦子(看護師・介護支援専門職) ⑤「きもの文化バリアフリー(男性の装い)」山下牧子、西川奈美、青木和子(山野美容芸術短期大学) ⑥「高齢者障害者の衣服をテーマとした授業での高齢者・障害者との関わり」大野淑子、渡辺聡子(山野美容芸術短期大学) ⑦「美容福祉活動事例報告」杉本剛英(ヘアーライフステーション「ソラ」) ⑧「特別支援学校における美容福祉導入への取り組み—卒業単元授業案を作成・実施して」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学) 野崎健(都立特別支援学校) ⑨介護におけるメイクアップの必要性と意義」公文裕子(山野美容芸術短期大学) ⑩「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師) ⑪「重症心身障害児・者と援助関係を築くための情報収集」濱田清吉、黒田文美、荒井典子、山内朝江(山野美容芸術短期大学)

〔B 高齢者福祉部門〕

(座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子)

①「美容福祉実践における利用者理解の大切さ」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年) ②「介護老人保健施設『めぐみ』における美容クラブ活動『乙女倶楽部』の取り組み」岡本勝子(ピアン・ネートル) 野澤桂子(山野美容芸術短期大学) ③「介護福祉と要介護高齢者に対して美容の意義と役割」南弥生(ヘルスケア美容ネットワーク代表) ④「高齢者施設に働く山野美容芸術短期大学「美容福祉学科」卒業生の活動」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま) ⑤「高齢者の美容室・理容室利用状況に関する男女の比較」安藤理美(山野美容芸術短期大学) ⑥「スウェーデン・デンマークの高齢者福祉」佐藤典子(社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームスオミ、アクティビティ・プロデューサー) ⑦「健康と美容福祉～「相撲健康体操」の新しい可能性」下家由起子(山野美容芸術短期大学) ⑧「利用者の情報収集、アセスメントを実施しての美容福祉援助活動の試み—認知症対応型共同生活介護(グループホーム)Nについて」濱田清吉、黒田文美、及川麻衣子、荒井典子(山野美容芸術短期大学) 竹村弘子、沖西宏美(グループホームN) ⑨「米国サンノゼ・ケアホーム入居者に見る社会活動とおしゃれ」大西典子(山野美容芸術短期大学) ⑩「終末期における美容福祉援助の実際—家族をつないだハンドマッサージの事例報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学) ⑪「平成16年度『訪問介護員養成研修2級課程』受講学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)

#### ◆「一般社団法人・日本美容福祉学会」発足

日本美容福祉学会理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、「一般社団法人・日本美容福祉学会」に改組することを決定申請し、2008(平成20)年7月14日付で改組発足した。詳細は「定款」参照。

#### ◆第8回学術集会

2008(平成20)年10月7日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

##### 《テーマ》

##### 「美容ケアを考える」

##### <基調講演>

「医療・福祉における美容ケア」野澤桂子・山野美容芸術短期大学准教授

##### <研究発表・実践報告>

##### [A 研究発表部門]

(座長=大野淑子、副座長=松下能万)

- ①「高齢者の美容～社会参加に与える影響について」井坪歩(カネボウ化粧品ビューティカウンセラー)
- ②「ターミナル期の高齢者における美容福祉の有効性について」野村歩(社団法人東京蒼生会特別養護老人ホーム第二万寿園)
- ③「美容福祉への拘り—山野短大卒業生の活動から」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま)
- ④「社会活動をする高齢女性の装い志向性に関連する要因」安藤理美(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「化粧療法の効果測定の方法—高齢者の自己描画」原千恵子(東京福祉大学大学院)
- ⑥「実践研究・美容福祉 10のインテリアデザイン—医療福祉のインテリアデザイン研究から」藤澤忠盛(長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科) 吉田真澄(研究室メンバー)

##### [B 実践発表部門]

(座長=秋田留美、副座長=武藤祐子)

- ①「美容福祉・障がい者就労支援とのマッチングにおける新たな挑戦—福祉美容室と障がい者就労継続支援B型・鳥取型」井手添敬子(NPO「楽」)
- ②「学生の卒論課題・フットケアに取り組んで」荏原順子(新潟青陵大学)
- ③「施設における高齢者美容援助の課題」餘目玲子(西南学院大学大学院)
- ④「美容ケアを考える」杉本剛英(ヘアライフステーション「ソラ」)
- ⑤「重症心身障害児施設における美容福祉アドバイザーの役割」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

#### ◆第9回学術集会

2009(平成21)年10月24日

山野ホール(東京・渋谷区)

##### 《テーマ》

##### 「ジェロントロジーの意義とその展開～美容福祉の視点から」

##### 【特別公開講座】

##### <基調講演>

「ジェロントロジーの現在と未来」ジェラルド・C. デビソン(南カリフォルニア大学教授)

##### <講演①>

「日本におけるジェロントロジーの発展」辻哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構)

##### <講演②>

「美しいこと・老いること～美容の心理学」阿部恒之(東北大学大学院)

##### <講演③>

「高齢社会における美容の役割」野澤桂子(山野美容芸術短期大学)

##### <講師と参加者の総合討論>

司会=鎌田正純(山野美容芸術短期大学)

##### 【研究発表・実践報告】

(座長=漆原克文、副座長=大野淑子)

##### <研究発表>

- ①「認知症高齢者の心理療法について」原千恵子(東京福祉大学大学院)
- ②「美容・整容による認知症高齢者の変化～自画像分析を中心に」餘目玲子(西南学院大学大学院)
- ③「施設入所の認知症高齢者に対する美容マッサージ効果の研究」金銀玉(特別養護老人ホーム第三南陽園)
- ④「重症心身障害児施設入所者における高齢化の現状と美容への期待」荒井典子(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「山野美容芸術短期大学におけるジェロントロジー研究」武藤祐子(山野美容芸術短期大学)

##### <実践報告>

(座長=佐野美恵子、副座長=荒井典子)

- ①「ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ②「美容福祉の現場から見えてきた『美容福祉の展望・鳥取型』」井手添敬子(NPO「楽」)
- ③「訪問理美容を新しい福祉産業として創出する」奥山一成(NPO全国介護美容福祉協会)
- ④「障害者の自立支援・就労支援における美容福祉プログラム」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「アクティビティケアと美容福祉」多田千尋(芸術教育研究所)

## ◆第10回学術集会

2010(平成22)年11月2日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

### 《テーマ》

「ヘルスプロモーションと美容福祉」

#### <基調講演>

「女性のトータルヘルスプロモーション」横倉恒雄(医療法人社団健人会横倉クリニック)

#### <研究発表>

(座長=漆原克文、副座長=佐伯久美子)

①「美容を通して施設利用者のQOL向上を図るために一考察」金ドヨン(桜美林大学大学院老年学専攻)②「精神的ストレスと化粧によるストレス緩和作用—唾液中クロモグラニンAの定量的検査法による化粧行動の評価」大西典子、田嶋順子(山野美容芸術短期大学)網野和代(救護施設光華寮)③「プラセボを用いたアミノ酸食品の効能評価」郷間宏史(名古屋大学大学院)他④「化粧療法 認知症患者への化粧の治療的効果について」餘目玲子(西南学院大学大学院)

#### <実践報告>

(座長=大野淑子、副座長=荒井典子)

①「美容によって変化する利用者の意識」松田あかり(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年)②「在宅からグループホーム—訪問美容の実践」佐野美恵子(美容福祉師)③「エアブラシを使用しての美容福祉」奥山一成(NPO全国介護美容福祉協会)④「病院出張美容時におけるヒヤリハットの現状と対策」井手添敬子(NPO「楽」)⑤「チームにおける美容福祉活動」森欣也(福祉美容師)

## ◆第11回学術集会

2011(平成23)年10月11日

山野ホール(東京・渋谷区)

### 《テーマ》

「ジェロントロジーと美容福祉～QOLへのアプローチ」

#### 【特別公開講座】

#### <基調講演>

「美容師と対人サービス専門職者のためのストレスマネジメント」ジェラルド・C.デビソン(南カリフォルニア大学教授)

<講演①>「長寿社会を考える視点」小野太一(東京大学公共政策大学院教授)

<講演②>「山野学苑とジェロントロジー」山野正義(学校法人山野学苑理事長)

#### <研究発表>

(座長=大野淑子、副座長=荒井典子)

①「化粧療法 認知症患者への化粧の効果とQOLにつ

いて」餘目玲子(西南学院大学人間科学研究科)②「創造性を育てる未完成絵画療法」原千恵子(東京福祉大学大学院)③「高齢者における美しい姿勢と活動的な動作創り—その指導方法」生山匡、JOHN PAEKER、鈴木ひろ子、山本恵子(山野美容芸術短期大学)古田裕子(オフィス・ケア)

#### <実践報告>

(座長=大西典子、副座長=佐伯久美子)

①「東日本大震災 被災地での実践報告」杉本剛英(美容室そら、福祉美容師)②「宮城県石巻市での訪問美容を体験して」山下玲子(福祉美容師)③「A重症心身障害児施設におけるQOLへのアプローチ 事例1」荒井典子(山野美容芸術短期大学)④「緩和ケアを受けながら今を生きるKさんが訪問美容に求めるもの」佐野美恵子(美容福祉師)⑤「美容福祉・実践と展望—鳥取型」井手添敬子(NPO楽理事長、福祉美容師)⑥「アクティビティの一環としての訪問美容」佐藤典子(アクティビティ・プロデューサー)

## ◆第12回学術集会

2012(平成24)年10月31日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

### 《テーマ》

「その人らしい生き方と美容福祉」

#### <基調講演>

「その人らしい生き方と美容福祉」井手添敬子(特定非営利活動法人「楽」理事長)

#### <特別報告>

「訪問美容に係る法規等の現状と課題」北村秀敏・一般社団法人日本美容福祉学会事務局長

#### <研究発表>

(座長=大西典子、副座長=荒井典子)

①「会話分析から見た女性高齢者への美容効果」鈴木忠慶、五十嵐由樹、杉浦哲朗(山野医療専門学校)②「腸内環境改善による肌質の改善効果」貴家康尋(㈱ピーアンドエス・コーポレーション)

#### <実践報告>

①「ボランティア活動を通じて」町田貴史(山野美容専門学校)②「重症心身障害者施設における美容の取り組みと今後の展望」古山智(島田療育センター)荒井典子(山野美容芸術短期大学)濱田清吉(ヤマザキ学園大学)③「62歳で美容師に、そして美容福祉師に」伊藤徳子(美容福祉師、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師)④「地域密着の美容福祉活動」森欣也(美容室「ほたる」、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師)⑤「15年間の美容福祉実践の成果と課題」安立英雅(福祉移動美容室・株式会社シルバーサポート)⑥「介護施設におけるファッションショー」小貫紘子(グループホーム「しらかば」家族、元小規模多機能ホーム旭ヶ丘職員)

## ◆第13回学術集会

2013(平成25)年10月15日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「サクセスフルエイジングと美容福祉」

＜基調講演＞

「化粧とこころの健康を脳波で測る」佐藤詔司・田中美枝子(脳機能研究所)

＜研究発表＞ 座長=大野淑子

①「認知症早期発見と予防の場としてのエクササイズ『ハートフルレッスン』の実践と効果」利根川久女紅(利根川Kスタジオ主宰) ②「『美容を用いたかわり』と学生の自己評価との関連」安藤理美(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ③「ミズメザクラ精油が高齢者の頸部筋硬度に与える効果」杉崎哲朗、鈴木忠慶、五十嵐由樹(山野医療専門学校) 佐野美恵子(山野美容芸術短期大学非常勤講師、美容福祉師) 加納静江(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師) ④「エステティックにおける介護予防の本質と可能性」宮本治(エステティックサロン「ミックアップ」) ⑤「珠理心身調整法—0脚の修正」谷合恵(珠理心身調整法・和敬の会) ⑥「こころをつなげよう」田嶋順子(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ⑦「般若心経と山野愛子」中松和巳(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

＜実践報告＞ 座長=大西典子

①「寝たきり老人・仮設住宅等に訪問美容を行うための人材育成」奥山一成(学校法人山野学苑) 鶴浦智美(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・盛岡市) 沼田あつ子(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・仙台市) 佐瀬いづみ(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・(会津若松市) ②「地域アクティビティ Vol.2～ユニバーサル・ファッション」山下玲子(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師、美容室「エポック」) ③「美容と福祉—ボランティア活動を経て思うこと」文元麻理香(山野美容芸術短期大学) ④「上肢の機能が低下した人のための美容自助具の展開」山崎希生(デイサービス「あおば」) 椿彩加(福祉訪問美容「髪や」) ⑤「デイケアサービスにおける美容活動」原千恵子(デイサービス・居宅支援「千恵の輪」施設長) 瀧山元(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師、ビューティサロン「もと」)

# 一般社団法人・日本美容福祉学会 定款

「日本美容福祉学会」＝平成11(1999)年11月11日設立

「一般社団法人・日本美容福祉学会」＝平成21(2009)年7月23日改組

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本美容福祉学会と称し、英文では、General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare と表記する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、美容福祉の理論と実践に関する研究及び事業並びに普及活動を推進し、高齢者及び障がいのある人々並びに福祉事業に携わる人々の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- (2) 学術集会及び研究会並びに講演会の設置、運営、開催
- (3) 美容福祉に関する学会誌その他の刊行物の発行及び公表
- (4) 美容福祉師資格認定制度の運営
- (5) 美容福祉師の教育及び養成
- (6) 美容福祉に関する相談及び助言
- (7) 介護関連施設等での美容福祉師によるサービスの提供
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、理事長が議事録を作成する。

2 理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

#### 第4章 役員等

(役員設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行す

る。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事会は、必要のあるときは、副理事長の中から代表理事1名を選定することができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定

に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

### (委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

### (最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

### (設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

#### ◇設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン 福島 清  
鈴木長治 木川田典彌 戸田房子 佐藤典子  
堀部美行 安藤高夫 佐野恒夫 濱田清吉  
三宅政志公 原千恵子 飯塚保佑 奥山一成

木村康一

#### ◇設立時代表理事

山野正義 (理事長)

山野愛子ジェーン (副理事長)

#### ◇設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

#### 設立時社員

1 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野 正義

2 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野愛子ジェーン

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産の継承)

第61条 日本美容福祉学会の財産は、一般社団法人日本美容福祉学会へ引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人日本美容福祉学会の設立に際し、設立時社員山野正義及び山野愛子ジェーンの定款作成代理人である行政書士鈴木徹司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成20年7月14日

設立時社員 山野 正義

同 山野 愛子ジェーン

上記代理人 行政書士 鈴木 徹司

### 【平成26(2014)年度役員】

理事＝山野正義 (理事長) 山野愛子ジェーン (副理事長)  
安藤高夫、安藤理美、飯塚保佑、奥山一成、木川田典彌、  
北村秀敏、木村康一、佐藤典子、鈴木長治、鈴木宏、戸  
田房子、濱田清吉、原千恵子、福島清、三宅政志公  
監事＝鈴木輝康、新藤愛子

### 【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

学校法人・山野学苑内

TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008

E-mail:info@bwgakkai.gr.jp

URL:<http://www.bwgakkai.gr.jp>

# 特定非営利活動法人 全国介護理美容福祉協会定款

(NPO全国介護理美容福祉協会)

平成 14(2002)年 7 月 11 日＝内閣府認証、平成 14(2002)年 7 月 31 日＝登記完了、設立

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 全国介護理美容福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木 1 丁目 5 3 番 1 号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室 1 丁目 6 番地 7 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

② 訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

① 訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

② 訪問理・美容に関する、機材・機具の販売、リース及びレンタル業

前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下とする。

(2) 監事 1 人以上 3 人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を専掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任、又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金、会費の別
- (8) 借入金、その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事

長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山野 正義
副理事長	山野 愛子ジェーン
理事	三宅 政志公
理事	中原 英臣
理事	田爪 正氣
理事	奥山 一成
監事	水野 敬二
監事	平尾 良雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 5,000円
  - (2) 年会費 5,000円

### 【平成26(2014)年度役員】

理事＝山野正義(理事長)、山野愛子ジェーン(副理事長)、福島清(専務理事)、北村秀敏、佐野美恵子、杉本剛英、田爪正氣、西尾栄次、三宅政志公  
監事＝水野孝平、奥山一成

### 【事務局】

151-8539 渋谷区代々木1-53-1  
学校法人・山野学苑内  
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008  
E-mail:info@npobl.or.jp  
URL:<http://www.npobl.or.jp>

一般社団法人 日本美容福祉学会 学会誌 Vol. 14

第 14 回学術集会 特集  
テーマ  
「ライフデザインと美容福祉」

2015 年 1 月 1 日 発行

〔発行責任者〕 山野 正義（理事長）  
〔制作〕 北村 秀敏（事務局長）  
〔編集〕 福島 清（理事）

〔表紙デザイン〕 南雲 由子（山野美容芸術短期大学）

★本学会誌の全ての論文・写真・イラストの無断転載はお断りします。

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局  
〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 山野学苑内  
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008  
E-mail:info@bwgakkai.gr.jp  
URL:http://www.bwgakkai.gr.jp